

第1節 国の基地周辺対策

基地を抱える地方公共団体は、基地の存在及びその運用に伴う諸問題によって地域の生活環境の整備・保全や産業振興等に様々な障害を受けており、また、基地に起因する問題も広範多岐にわたるとともに深刻化している。

基地周辺の生活環境の整備や民生安定のために講じられている国の施策の概要は次のとおりである。

1 基地周辺整備事業

昭和28年8月に制定された「日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律（以下、本節において「特損法」という。）」は、米軍等の行為により損失、損害が発生したときの補償制度を確立したものであり、補償の対象も農林業、学校教育事業、医療保険事業等の特定の業種を営む者に限定され、周辺地域の住民の被害を未然に防止軽減するものではなかった。

その後、行政措置により騒音防止、防災工事、道路整備、飛行場周辺の安全対策事業として住宅移転等の補償等が行われてきたが、基地問題の抜本的解決には至らなかった。

そのため、昭和41年7月に「防衛施設周辺の整備等に関する法律」が制定され、これまで行政措置で実施してきた各種障害に対する防止及び軽減措置について法制化するとともに、市町村が行う施設周辺の民生安定事業に対しても助成措置が講じられることになった。

しかし、昭和40年代後半になると、高度経済成長に伴う基地周辺の都市化現象の進展、地域開発計画との競合が生じ、また、生活環境保全に関する住民意識の高揚等があつて、従前の措置では十分な対応は困難となってきたため、従前の内容のほか、新たな飛行場周辺の航空機騒音対策として、住宅防音工事、緑地帯の整備等及び公用施設の整備に充てる費用としての特定防衛施設周辺整備調整交付金制度を新設した「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」が、昭和49年6月27日、基地周辺の地方公共団体や住民等の強い要望もあって成立した。

本県においては、復帰前はこれら被害に対して、一部外国補償請求法等に基づく補償制度はあったものの殆ど救済の途はなく、特に被害防止等のための基地周辺対策については全くといっていいほど措置されなかった。

復帰後においては、各種の補償制度や周辺対策制度が適用され、障害の防止又は軽減及び基地周辺の民生安定等のため種々の施策が講じられるようになった。

「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」は、第1条において、「自衛隊等の行為又は防衛施設の設置若くは運用により生ずる障害の防止等のため防衛施設周辺地域の生活環境等の整備について必要な措置を講ずるとともに、自衛隊の特定の行為により生ずる損失を補償することにより、関係住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与すること」を目的としている。

同法における、主な施策は次のとおりである。

(1) 障害防止工事の助成

ア 障害防止工事の助成（法第3条第1項）

地方公共団体等が、米軍等の特定の行為による障害（①機甲車両等の頻繁な使用による道路の損傷、②戦車等及び射爆撃訓練による演習場の荒廃、付近の河川での洪水や土砂流出等の被害、③通信施設等からの強力な電波発射や航空機の低空飛行による周辺民家のテレビ映像が不鮮明になること等）を防止又は軽減するため、道路や河川の改修、砂防えん堤の設置、共同通信アンテナ設置等の工事を行うときは、国が予算の範囲内においてその費用の全部又は一部を補助する制度である。

法の運用にあたっては、地元地方公共団体の意向の十分な反映や予算の増額、補助対象の拡大等を涉外関係主要都道府県知事連絡協議会を通して国に要望しているところである。

イ 学校等騒音防止工事の助成（法第3条第2項）

学校教育の場や病弱者等の身体的弱者保護の場は、特に静穏を必要とされることから、米軍等の航空機の離着陸、射撃、爆薬等の使用の頻繁な実施等による著しい音響を防止し、又は軽減するため、学校、病院、診療所、助産所、保健所、保育所、特別養護老人ホーム、母子健康センター、知的障害児施設、重症心身障害児施設等の施設について、地方公共団体等が必要な工事を行うときは、国がその者に対し予算の範囲内においてその費用の全部又は一部を補助する制度である。

現行の補助制度については、現場から学校等の防音施設に係る維持管理費及び耐用年数を経過した空調機器等の更新、並びに、一定の年月を経過し老朽化が著しく防音効果が低下した建具等の更新についても全額国庫負担にしてほしいとの改善要望が出されていることから、県でもこれを涉外関係主要都道府県知事連絡協議会を通して国に要望しているところである。

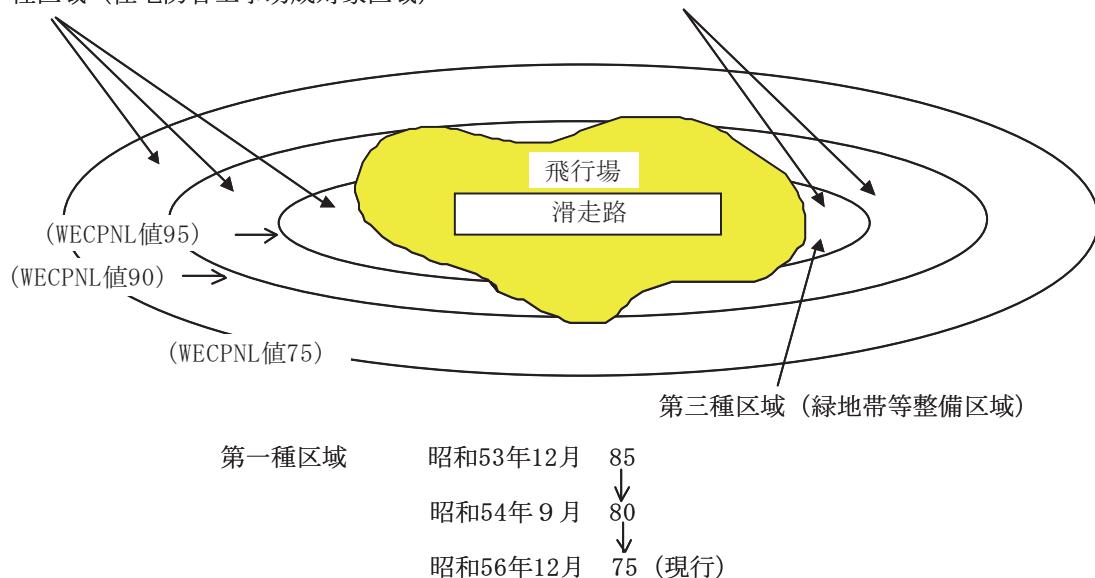
(2) 住宅防音工事の助成（法第4条）

防衛大臣は、米軍等の飛行場や対地射撃場の周辺地域において、航空機の騒音の度合を防衛省令で定める方法で測定し、その算定結果を基準に外側から第一種(WECPNL値（以下「W値」という）75以上）、第二種(W値90以上)、第三種(W値95以上)、の区域を指定している（次図参照）。

第一種区域に指定の際、現に所在する住宅について、その所有者等が防音工事を行うときは、国がその工事に対し助成する制度である。

【飛行場周辺における区域図】

第一種区域（住宅防音工事助成対象区域） 第二種区域（移転補償等対象区域）



【WECPNL】

WECPNLは、「Weighted Equivalent Continuous Perceived Noise Level」（加重等価継続感覚騒音レベル）の略で、音響の強度（dB(A)：デシベル）、ひん度、発生時間帯などの諸要素により、多数の航空機から受ける騒音の総量（総暴露量）を1日の平均として総合的に評価する基準で、ICAO（国際民間航空機構）で提案された航空機騒音の「うるささ」を表す単位である。

WECPNLの算出方法及び維持することが望ましい基準は、環境省告示の「航空機騒音に係る環境基準について」（昭和48年環境省告示第154号）において定められている。

【航空機騒音に係る環境基準の一部改正について】

航空機騒音に係る環境基準についての一部改正が平成19年12月17日に告示され、平成25年4月1日から施行される。改正の概要是、騒音の評価指標を、これまでのWECPNLからLden（時間帶補正等価騒音レベル（次項参照））に変更する。Ldenは、夕方の騒音、夜間の騒音に重み付けを行い評価した1日の等価騒音レベルで、国際的には、EU指令において採用されているとともに、フランス、デンマーク等多くの国が採用している。また、等価騒音レベルを基本とした類似の指標については、アメリカ、オーストラリア等が採用している。

現在、自衛隊等の飛行場周辺等で実施している航空機騒音自動測定装置による測定については、平成25年4月1日以降、WECPNLに代わりLdenによる評価で実施する予定である。

平成25年4月1日以降に第一種区域等を見直す場合は、Ldenによる評価を用いた調査結果に基づき区域を見直す予定である。

【Lden】

夕方の騒音、夜間の騒音に重み付けを行い評価した1日の等価騒音レベル。

評価については、算式アにより1日ごとのLdenを算出し、全測定日のLdenについて、算式イによりパワー平均を算出する。

算式ア

$$10 \log_{10} \left(\frac{T_0}{T} \left(\sum_i 10^{\frac{L_{AE,di}}{10}} + \sum_j 10^{\frac{L_{AE,ej}+5}{10}} + \sum_k 10^{\frac{L_{AE,nk}+10}{10}} \right) \right)$$

(注) i、j及びkとは、各時間帯で観測標本のi番目、j番目及びk番目をいい、LAE, diとは、午前7時から午後7時までの時間帯におけるi番目のLAE、LAE, ejとは、午後7時から午後10時までの時間帯におけるj番目のLAE、LAE, nkとは、午前0時から午前7時まで及び午後10時から午後12時までの時間帯におけるk番目のLAEをいう。また、T0とは、規準化時間（1秒）をいい、Tとは、観測1日の時間（86400秒）をいう。

算式イ

$$10 \log_{10} \left(\frac{1}{N} \sum_i 10^{\frac{L_{den,i}}{10}} \right)$$

(注) Nとは、測定日数をいい、Lden, iとは、測定日のうちi日目の測定日のLdenをいう。

現行の補助制度については、当該市町村からも年々改善要望が出されており、県もこれを受け渉外関係主要都道県知事連絡協議会を通して、以下の要望を国に対し行っているところである。

① 防音工事に係る補助対象施設を事務所、店舗等に拡大すること。

また、随時、騒音調査を行い、砲射撃演習等の騒音に関する住宅防音工事対象区域の拡大と予算の十分な確保に努めること。

② 住宅防音工事については、対象区域の拡大（周回飛行コース下等）及び全室施工を図るとともに、環境基準達成を目的とした年次計画をたてて、早急に実施完了するよう努力すること。

また、区域指定後の新築・増改築住宅や防音工事実施済住宅の建て替えに伴う防音工事の再補助（建て替え防音工事）についても、制度の拡充と十分な予算の確保に努めること。

③ 第一種区域^{*1}に係る指定値を、現行のW値75から航空機騒音の環境基準W値70に改めること。

④ 住宅防音工事区域の指定・変更にあたっては、騒音被害の実態、住宅の分布状況、地形等を考慮し、特に区画については、地元地方公共団体及び地元住民の意向を十分に尊重のうえ対処すること。

また、第一種区域内は全て第I工法^{*2}とするなど防音工事施工基準の改善及び工事費の限度額の引上げを図ること。

なお、米軍飛行場の運用の変更等により騒音状況に悪化が認められる場合は、早急に住宅防音工事区域の指定・変更を実施すること。

⑤ 住宅、義務教育施設等の防音施設に係る維持管理費（光熱費）、耐用年数を経過した空調機器の更新及び一定の年月を経過し老朽化が著しく、防音効果が低下した建具等の更新についても全額国庫負担とすること。

特に、生活保護世帯については、さらに充実すること。

⑥ 航空機騒音に関して、国の責任において次の措置を講ずること。

- ・国における基地周辺の常時騒音測定機器の増設及び低空飛行訓練による住民からの苦情が多い地域への騒音測定器等設置による調査体制の整備及び測定データの公表

- ・国における電話機の増設、人員の確保等苦情処理体制の充実
- ・地元地方公共団体の苦情処理に対する助成

⑦ 航空機騒音の周辺住民に与える影響について、早急に国による実態調査を実施し、調査方法及び調査結果を速やかに公表すること。

また、その結果、受容限度を超える騒音被害がある場合は、早急に改善を図るとともに、騒音

*1：第一種区域（W値75以上）、第二種区域（W値90以上）、第三種区域（W値95以上）の3区域に分類されている。

*2：第一種区域において、W値80以上は第I工法（第II工法に防音天井及び防音壁に改造する工事を追加）、W値75

以上W値80未満は第II工法（外部開口部への防音アルミサッシの取り付け、内部開口部への木製防音建具の取り付け、換気扇及び冷暖房機の取り付け工事）と工法が異なる。

被害が軽減されるまでの間、当該調査結果をもとに、地域の実情を踏まえた交付金制度を創設すること。

- ⑧ 地方公共団体が実施する航空機騒音対策のための騒音調査について、測定機器の整備費・保守管理費・更新に係る経費及び測定に要する経費に対する助成措置を講ずること。
- ⑨ テレビ受信料の助成区域を拡大し、助成額の増額を行うとともに、電話通信料の助成措置を講ずること。
- ⑩ 国が進めているテレビのデジタル放送についても、基地に起因する電波障害等の影響を調査し、必要な措置を講ずること。

【住宅防音工事の実施状況】

国は昭和53年12月28日、嘉手納飛行場周辺について防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第4条、第5条、第6条に基づいて第一種、第二種、第三種区域を指定した。住宅防音工事の対象となる第一種区域は、うるさき指数がW値85以上から80以上に改正されたことに伴い、国は昭和56年7月18日、嘉手納飛行場周辺の区域を指定し、普天間飛行場周辺（宜野湾市の一部）の区域を指定した。

また、同法施行規則で定める第一種区域のW値が環境基準のⅡ類型と同じ75以上まで再々度引き下げられたことに伴い、国は昭和58年3月10日、嘉手納飛行場周辺の区域を、昭和58年9月10日、普天間飛行場周辺の区域を指定した。これにより、嘉手納飛行場に係る第一種区域は嘉手納町、北谷町、読谷村の全域を含む沖縄市、石川市（現うるま市）、宜野湾市、具志川市（現うるま市）、北中城村、恩納村の9市町村、普天間飛行場に係る第一種区域は宜野湾市、浦添市、北谷町、北中城村の4市町村にまたがっている。

なお、全国の第一種区域については、最終指定告示以降相当の年数が経過し、その間、航空機の騒音状況に変化が見られること、平成14年7月に当時の防衛施設庁長官の私的懇談会である「飛行場周辺における環境整備のあり方に関する懇談会」において、「真に騒音の被害を受けている住民に対して限られた財源を効果的に支出すべきとの観点から、改めて、計画的に全国の飛行場施設の騒音度を調査した上で、飛行場施設周辺区域の見直しを行い、第一種区域等を現状の騒音状況と整合させる必要がある。」との提言があったことから、全国の飛行場において順次区域見直し作業が進められている。

（3）移転補償等（法第5条）

第一種区域で、特に人が居住するに好ましくないとして防衛大臣が指定する区域（第二種区域、W値90以上）に当該指定の際現に所在する建物、立木竹等について、その所有者が第二種区域以外のところに移転し又は除去する場合には、国がその者に対し予算の範囲内において補償する制度である。

また、土地の買い入れについては、土地所有者の申し出により、第三種区域内であればすべて買入れすることが出来るが、第二種区域内の土地は、指定された際の宅地又は宅地以外の土地で、建物等の移転又は除去によって従来どおりの使用目的が困難となったときに限り買入れ対象となる。

なお、同制度についても、渉外関係主要都道県知事連絡協議会を通して、移転補償の充実、強化の要望を国に対し行っているところである。

（4）民生安定施設の助成（法第8条）

米軍基地等の設置又は運用により、その周辺住民の生活又は事業活動が阻害されると認められる場合において、地方公共団体が、民生安定の見地からその障害の緩和に役立つように生活環境施設（道路、公園、消防施設、養護老人ホーム、し尿処理・ごみ処理施設、学習共用施設等）や事業経営（農林漁業用施設等）の安定に寄与する施設を整備する場合に、その費用の一部を補助する制度である。

この制度の補助割合は、障害の緩和に資するという民生安定の助成の趣旨から原則として一部補助となっているが、本県における適用については、振興開発行政における補助率を考慮し特例が設けられ、一部の補助対象施設については、全額補助が認められる。

（5）特定防衛施設周辺整備調整交付金（法第9条）

米軍基地等のうち、ジェット機が離着陸する飛行場、砲撃又は射爆撃が実施される演習場、港湾、大規模な弾薬庫及び都市化している市町村の面積に占める割合の大きい米軍基地等は、一般に面積が極めて広大で、その存在や運用が周辺地域の生活環境や地域開発に広範かつ著しく影響を及ぼしている。

その場合、障害防止工事や民生安定施設の整備等で国が相当な施策を講じても、なお基地周辺の市町村は、基地のない（少ない）市町村に比して環境整備についてより以上の努力を余儀なくされることがから、この交付金制度が確立された。

防衛大臣は、このような米軍基地等を「特定防衛施設」として、またこの防衛施設の周辺地域の市町村を「特定防衛施設関連市町村」として指定することができ、指定された市町村には、公用の施設の整備を行うための費用に充てるための特定防衛施設周辺整備調整交付金が交付される。

交付金の対象となる公共施設としては、交通施設及び通信施設、スポーツ施設又はレクリエーション施設、環境衛生施設、教育文化施設、医療施設、社会福祉施設、消防施設、産業振興に寄与する施設の幅広いものとなっている。

なお、この交付金は、次に記述する助成交付金及び調整交付金と違って市町村の一般財源となるような財政補給金的な交付金でなく、特定の公用の施設整備のため交付されるものである。

また、平成8年12月のSACO最終報告を受け、SACO合意事案を受け入れた市町村に対し、「特定防衛施設周辺整備調整交付金」の特別交付分（以下、本章において「SACO交付金」という。）が計上されるようになった。

沖縄県における平成23年度のSACO交付金の実績は、読谷補助飛行場のパラシュート降下訓練の移転先である伊江村に約2億1千8百万円、嘉手納飛行場がある沖縄市に約9千万円となっている。

【「特定防衛施設」と「特定防衛施設関連市町村」（沖縄県）】（沖縄防衛局の資料による）

特 定 防 衛 施 設	特 定 防 衛 施 設 関 連 市 町 村
嘉手納飛行場	沖縄市、読谷村、嘉手納町、北谷町
キャンプ・シュワブ	名護市
キャンプ・ハンセン	名護市、恩納村、宜野座村、金武町
伊江島補助飛行場	伊江村
鳥島射爆撃場	久米島町
久米島射爆撃場	久米島町
出砂島射爆撃場	渡名喜村
那覇港に所在する防衛施設	那覇市
金武、中城湾に所在する防衛施設（天願桟橋、陸軍貯油施設、海上自衛隊沖縄基地隊及びホワイト・ビーチ地区に限る。）	うるま市
嘉手納弾薬庫地区	うるま市、沖縄市、恩納村、読谷村、嘉手納町
普天間飛行場	宜野湾市
牧港補給地区	浦添市
北部訓練場	国頭村、東村
キャンプ瑞慶覧	北谷町、北中城村

防衛省関係沖縄分当初予算の推移（平成20～24年度）

事 項	平成20年度			平成21年度			平成22年度			平成23年度			平成24年度		
	全国	沖縄	比率 (%)												
1. 基地周辺対策経費	117,372	15,722	13.4	115,520	13,505	11.7	117,875	14,299	12.1	118,509	14,943	12.6	118,509	15,332	12.9
(1) 周辺環境整備	82,910	10,911	13.2	79,592	8,625	10.8	80,845	9,290	11.5	78,666	9,416	12.0	77,595	9,516	12.3
① 障害防止事業	15,506	1,185	7.6	14,221	960	6.8	13,678	1,107	8.1	12,681	1,649	13.0	13,354	1,335	10.0
② 賦音防止事業	15,175	2,646	17.4	15,264	1,805	11.8	15,281	3,243	21.2	12,564	2,748	21.9	10,628	2,174	20.5
③ 民生安定助成事業	18,929	3,896	20.6	18,466	3,275	17.7	18,124	2,178	12.0	17,304	1,386	8.0	18,421	2,336	12.7
④ 道路改修事業	9,265	748	8.1	7,776	154	2.0	7,415	359	4.8	7,307	259	3.5	7,489	573	7.6
⑤ 周辺整備統合事業	1,061	0	0.0	1,073	0	0.0	1,178	0	0.0	687	0	0.0	903	0	0.0
⑥ 周辺整備調整交付金	13,633	2,077	15.2	13,633	2,077	15.2	13,933	2,144	15.4	19,504	3,001	15.4	19,504	3,001	15.0
⑦ 移転交替事業	8,313	291	3.5	8,140	290	3.6	10,340	200	1.9	7,830	314	4.0	6,472	115	1.8
⑧ 緑地整備事業	958	44	4.6	958	39	4.1	840	37	4.4	735	39	5.3	773	38	4.9
⑨ 施設周辺の補償	71	23	32.4	63	24	38.1	55	22	40.0	53	21	39.6	51	20	40.1
(2) 住宅防音	34,461	4,811	14.0	35,928	4,881	13.6	37,030	5,069	13.5	39,843	5,527	13.9	40,914	5,816	14.2
2. 补償経費等	126,411	92,499	73.2	127,503	93,353	73.2	129,312	96,016	74.3	129,154	96,000	74.3	136,070	102,807	75.6
(1) 施設の借料	119,455	90,418	75.7	120,341	91,528	76.1	121,753	93,025	76.4	121,878	93,280	76.5	128,501	100,028	77.8
(2) 漁業補償	3,596	945	26.3	3,495	860	24.6	3,619	883	24.4	3,493	917	26.3	3,411	889	26.1
(3) その他の補償等	3,360	1,135	33.8	3,667	965	26.3	3,940	2,107	53.5	3,783	1,803	47.7	4,158	1,890	45.4
3. 提供施設の整備	36,205	463	1.3	21,884	2,341	10.7	20,621	2,154	10.4	20,606	1,216	5.9	20,603	3,682	17.9
4. 提供施設の移設	2,317	2,268	97.9	4,107	3,793	92.4	1,212	251	20.7	157	96	61.1	492	129	26.3
5. 基地従業員対策	28,953	9,278	32.0	28,418	8,924	31.4	27,985	8,491	30.3	25,381	8,183	32.2	25,491	8,158	32.0
(1) 雇職者対策	48	13	27.1	48	13	27.1	48	13	27.1	49	13	26.5	60	13	21.6
(2) 福祉対策	19,031	6,134	32.2	19,909	6,252	31.4	20,976	6,285	30.0	19,774	6,435	32.5	20,417	6,599	32.3
(3) 従業員対策	9,875	3,132	31.7	8,462	2,660	31.4	6,960	2,193	31.5	5,558	1,735	31.2	5,014	1,546	30.8
6. 特別協定による負担	141,623	37,867	26.7	141,535	37,553	26.5	139,495	36,767	26.4	138,447	36,260	26.2	139,214	36,745	26.4
(1) 給与費	115,760	37,867	32.7	116,015	37,553	32.4	114,005	36,767	32.3	113,123	36,260	32.1	113,873	36,745	32.3
(2) 光熱水料等	25,333	※	24,947	※	24,944	※	24,944	※	24,944	※	24,942	※	24,942	※	※
(3) 訓練移転費	531	※	572	※	546	※	546	※	546	※	380	※	380	※	※
7. その他	3,840	※	3,138	※	2,069	※	2,069	※	2,069	※	3,451	※	3,401	※	※
(1) 労務管理関係	73	※	49	※	60	※	60	※	60	※	54	※	46	※	※
(2) 独立行政法人	3,768	※	3,089	※	2,010	※	2,010	※	2,010	※	3,397	※	3,356	※	※
合 計	456,722	158,097	34.6	442,106	159,470	36.1	438,569	157,977	36.0	435,706	156,698	36.0	443,779	166,853	37.6

注 1. 沖縄防衛局の資料による。

2. 「比率」は、全国に占める沖縄分の割合である。

3. 計数は四捨五入によるため、符合しないことがある。

4. 「※」は、沖縄分（沖縄関係経費）に区分されていない経費である。

5. SACO関係経費は除く。

住宅防音工事市町村実績一覧表

単位:百万円

施設名	市町村名	年度 項目	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
嘉手納飛行場	沖縄市	世帯数	264	498	228	274	222
		(追加)	(142)	(206)	(96)	(94)	(84)
		金額	526	1,078	474	569	495
	うるま市	世帯数	117	290	100	170	224
		(追加)	(37)	(72)	(20)	(38)	(73)
		金額	370	775	268	506	623
	嘉手納町	世帯数	125	474	163	90	142
		(追加)	(0)	(2)	(0)	(0)	(0)
		金額	417	1,381	542	248	543
	北谷町	世帯数	337	349	237	221	248
		(追加)	(23)	(32)	(7)	(13)	(12)
		金額	1,248	1,181	983	709	968
	読谷村	世帯数	5	235	89	86	100
		(追加)	(4)	(134)	(48)	(37)	(47)
		金額	8	501	187	210	208
	恩納村	世帯数	0	9	3	1	0
		(追加)	(0)	(3)	(1)	(1)	(0)
		金額	0	19	7	2	0
	北中城村	世帯数	2	10	4	7	3
		(追加)	(2)	(8)	(2)	(4)	(2)
		金額	4	19	13	10	8
	宜野湾市	世帯数	4	3	1	2	2
		(追加)	(2)	(1)	(0)	(2)	(1)
		金額	6	5	1	4	4
	小計	世帯数	854	1,868	825	851	941
		(追加)	(210)	(458)	(174)	(189)	(219)
		(特定)	(48)	(85)	(68)	(105)	(85)
		金額	2,580	4,960	2,475	2,258	2,849
普天間飛行場	宜野湾市	世帯数	212	243	108	109	113
		(追加)	(134)	(103)	(53)	(38)	(59)
		金額	377	488	201	251	217
	浦添市	世帯数	5	6	6	0	5
		(追加)	(3)	(3)	(4)	(0)	(2)
		金額	8	11	9	0	7
	北中城村	世帯数	17	18	2	8	11
		(追加)	(10)	(14)	(0)	(3)	(6)
		金額	32	42	3	15	20
	小計	世帯数	234	267	116	117	129
		(追加)	(147)	(120)	(57)	(41)	(67)
		(特定)	(7)	(32)	(7)	(1)	(2)
		金額	418	541	214	266	244
伊江島補助飛行場	伊江村	世帯数	—	—	—	—	—
		(追加)	—	—	—	—	—
		金額	—	—	—	—	—
合計		世帯数	1,088	2,135	941	968	1,070
		(追加)	(357)	(578)	(231)	(230)	(286)
		(特定)	(55)	(117)	(75)	(106)	(87)
		金額	2,997	5,501	2,689	2,524	3,093

注：1. 沖縄防衛局の資料による。

2. 住宅の市町村毎に集計(概数)した。

3. 世帯数は新規工事及び追加工事の集計であり、(追加)は追加工事の略であり内数である。

4. 各計数で符合しないことがある。

市町村別基地周辺整備事業の推移

(単位：千円)

年度 金額等 市町村名	昭和62年度～ 平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
名護市	74	11,222,097	3	219,144	2	251,576	1	244,894	2	292,931	1	527,379
うるま市	348	11,591,244	10	1,771,653	7	1,288,044	8	570,286	5	316,189	5	394,151
国頭村	14	454,936	1	61,918	1	225,186	1	161,970	—	—	1	3,827
東村	10	1,062,775	—	—	—	—	—	—	—	—	2	5,778
本部町	10	433,369	—	—	—	—	—	—	—	—	0	0
恩納村	96	3,745,044	3	119,169	5	131,118	6	557,612	5	310,045	5	272,728
宜野座村	81	4,841,298	2	22,171	2	34,521	3	39,549	3	85,345	4	33,466
金武町	124	5,657,454	2	88,337	2	22,770	2	29,397	6	196,887	3	159,308
伊江村	102	7,823,280	2	17,684	3	42,869	3	116,386	4	260,467	4	550,389
沖縄市	1,036	11,947,113	5	280,869	8	320,126	5	274,182	9	471,150	8	433,518
宜野湾市	148	12,283,578	4	240,785	3	142,140	6	218,962	6	264,817	7	301,966
浦添市	122	7,566,681	4	119,681	4	133,054	8	203,412	10	410,361	6	195,571
西原町	12	1,015,960	3	94,974	2	172,819	2	66,745	2	217,838	1	12,168
読谷村	111	7,968,451	2	39,672	4	111,124	4	234,795	5	691,957	4	240,599
嘉手納町	277	4,638,811	1	25,765	1	26,186	1	25,033	1	24,726	1	25,180
北谷町	195	4,636,022	4	153,528	3	96,642	4	165,202	4	318,367	3	204,868
北中城村	69	3,309,198	1	14,474	1	14,802	1	13,360	3	52,477	1	13,737
中城村	33	1,989,664	3	314,064	4	330,799	3	146,185	3	82,227	4	113,685
那覇市	83	4,469,445	6	801,085	5	2,466,673	3	2,064,509	4	79,200	4	141,380
糸満市	6	241,071	—	—	—	—	—	—	1	20,693	—	—
豊見城市	22	1,088,863	—	—	—	—	—	—	0	0	—	—
八重瀬町	3	57,025	—	—	1	18,394	3	81,104	1	8,774	2	42,564
南城市	31	1,786,174	1	36,391	2	159,832	1	92,553	3	127,894	2	182,186

(単位：千円)

年度 金額等 市町村名	昭和62年度～ 平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
久米島町	4	161,809	—	—	—	—	—	—	2	193,472	1	108,325
渡名喜村	32	230,761	2	10,378	2	24,530	1	700	1	710	1	687
座間味村	1	25,436	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
渡嘉敷村	1	17,301	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
宮古島市	17	1,095,255	1	164,076	1	140,617	1	58,234	1	230,738	—	—
石垣市	7	421,155	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
与那国町	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
北大東村	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
粟国村	1	14,108	—	—	1	23,086	—	—	—	—	—	—
金武消防	7	95,803	1	12,770	—	—	1	15,402	—	—	1	16,072
中城北中城消防	—	—	1	15,040	—	—	—	—	—	—	—	—
東部消防組合	—	—	—	—	—	—	1	24,160	1	66,582	—	—
中北消防組合	—	—	—	—	—	—	—	—	1	16,004	—	—
中北清掃組合	4	3,963,038	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
久米島消防	2	47,232	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
島尻消防清掃組合	1	18,075	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
与勝事務組合	9	316,507	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
比謝川事務組合	8	340,709	2	60,119	1	12,283	1	10,272	—	—	1	9,576
国頭地区事務組合	2	33,999	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他法人	907	14,540,165	59	543,579	60	520,214	62	365,442	73	909,450	76	303,825
沖縄県	530	18,057,522	21	752,900	11	550,092	10	604,158	10	1,126,434	9	881,043
個人(住宅防音)	87,365	139,323,183	1,775	3,332,064	3,914	6,406,987	3,783	5,354,628	4,282	5,136,442	4,446	5,786,777
個人(移転措置)			10	187,870	16	399,425	25	381,178	13	289,960	18	260,009
沖縄防衛局直轄工事等	147	4,709,195	10	119,885	10	191,571	6	36,795	5	12,688	4	17,137
合計	92,052	293,240,806	1,939	9,260,045	4,076	14,257,480	3,956	12,157,105	4,466	12,214,825	4,625	11,237,899

注

1. 沖縄防衛局の資料による。
2. 特定防衛施設周辺整備調整交付金を除く。
3. 計数は四捨五入によるため、符合しないことがある。
4. 個人（住宅防音等）は、障害防止工事、民生安定工事（一般助成、防音助成、空気調和機器稼働費）、道路改修工事、防音事業工事（一般防音、防音事業関連維持費）、住宅防音工事（防音工事、機能復旧工事）の合計である。

個人（移転措置）は、建物等補償費、不動産購入費、測量等工事費の合計である。

市町村別特定防衛施設周辺整備調整交付金の交付額の推移

特定防衛施設関連市町村	特定防衛施設名	年度	金額					
			昭49～55	56～61	62～平4	平5～10	11	12
名護市	キャンプ・ハンセン キャンプ・シュワブ		371,710	511,569	446,015	572,173	112,960	111,468
恩納村	キャンプ・ハンセン 嘉手納弾薬庫地区		414,968	539,226	449,862	442,319	84,934	80,960
宜野座村	キャンプ・ハンセン		390,956	569,262	544,294	557,883	101,320	99,099
金武町	キャンプ・ハンセン		484,088	798,698	850,303	850,489	397,550	637,086
伊江村	伊江島補助飛行場		772,984	908,410	1,196,947	1,177,312	406,482	441,022
沖縄市	嘉手納飛行場 嘉手納弾薬庫地区		981,045	1,587,248	1,530,145	1,682,460	258,050	379,156
うるま市 (石川市・具志川市・勝連町)	嘉手納弾薬庫地区 金武中城港に所在する防衛施設		536,594	853,007	747,959	785,278	98,598	181,118
読谷村	嘉手納飛行場 嘉手納弾薬庫地区		559,202	842,521	577,978	736,223	139,113	138,281
嘉手納町	嘉手納飛行場 嘉手納弾薬庫地区		917,995	1,637,335	1,659,085	1,875,107	279,375	448,446
北谷町	嘉手納飛行場 キャンプ瑞慶覧		888,014	1,678,280	1,552,492	1,551,757	449,105	354,417
北中城村	キャンプ瑞慶覧		150,760	213,906	207,276	216,797	307,836	172,368
宜野湾市	普天間飛行場		355,176	490,817	292,485	333,151	64,062	53,998
浦添市	牧港補給地区		223,702	307,150	358,028	351,382	50,886	50,277
那覇市	那覇港に所在する防衛施設		167,699	236,163	240,314	231,124	40,487	39,974
渡名喜村	出砂島射爆撃場		387,132	571,274	335,768	372,654	102,653	100,844
久米島町 (仲里村)	久米島射爆撃場		86,856	175,407	185,629	209,561	55,599	54,680
国頭村	北部訓練場		—	—	—	—	—	—
東村	北部訓練場		—	—	—	—	—	—
合 計			7,688,881	11,920,273	11,174,580	11,945,670	2,949,010	3,343,194

(参考)特定防衛施設:特定防衛施設とは、次に掲げる防衛施設のうち、その設置又は運用がその周辺地域における生活環境又はその周辺地域の開発に及ぼす影響の程度及びその範囲その他の事情を考慮し、当該周辺地域を管轄する市町村がその区域内において行う公共用の施設の整備について特に配慮する必要があると認められる施設で、防衛大臣があらかじめ関係行政機関の長と協議のうえ指定したもの。

1. ターボジェット発動機を有する航空機の離陸又は着陸が実施される飛行場
2. 砲撃又は航空機による射撃若しくは爆撃が実施される演習場

(単位：千円)

13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
834,253	1,462,024	888,215	824,225	684,994	636,774	313,966	74,291	147,971	144,475	185,359
85,209	87,317	88,916	90,075	89,343	89,348	80,973	77,837	102,732	100,847	112,225
129,377	129,858	126,447	128,433	123,424	123,469	107,066	116,182	116,606	118,694	131,848
299,240	412,217	285,286	250,062	264,872	74,447	112,976	66,381	100,000	138,063	153,655
354,313	369,499	543,697	352,989	202,286	416,618	286,475	436,010	217,142	405,791	334,379
329,169	328,228	459,176	429,578	545,484	489,896	464,974	479,911	467,200	482,754	667,938
139,219	139,468	101,893	99,355	198,000	205,950	97,793	189,074	126,067	184,863	215,603
148,172	147,608	147,620	152,821	143,084	164,457	152,179	151,013	155,103	163,144	227,115
382,278	386,417	386,382	342,818	344,302	419,567	434,769	429,959	381,958	291,005	769,824
372,455	369,648	335,610	361,898	330,087	407,688	368,854	280,642	159,129	477,674	326,644
174,535	89,078	214,422	130,596	130,603	130,572	131,032	41,123	41,266	42,241	46,481
63,849	66,710	61,664	63,639	62,632	59,574	60,260	59,408	51,566	69,126	79,753
67,522	838,483	452,737	287,501	422,250	588,210	68,781	67,368	55,532	56,853	71,017
48,766	66,523	65,277	66,332	52,316	51,386	48,112	47,451	47,827	49,037	64,725
65,000	0	68,356	17,128	92,674	34,329	74,784	52,980	59,477	22,450	110,830
24,270	21,941	87,203	34,231	12,198	49,373	31,004	31,573	32,075	2,460	93,778
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	34,474
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	42,137
3,517,627	4,915,019	4,312,901	3,631,681	3,698,549	3,941,658	2,833,998	2,601,203	2,261,651	2,749,477	3,667,785

3. 港湾

4. 大規模な弾薬庫

5. 市街地又は市街化しつつある地域に所在する防衛施設(上記1~4に掲げるものを除く。)でその面積が所在する市町村の面積に占める割合(2以上の市町村にまたがって所在している場合には、当該市町村毎の割合のうち、最も高い割合)が著しく高いもの。

注 沖縄県企画部の資料による。

2 基地交付金等

米軍等に使用させている国有固定資産や米軍所有の固定資産には税金が課されない。また、米軍人等に対しても、住民税が非課税となっている。

このことから、基地の所在する市町村に対しては税収減や、基地あるがゆえの財政需要増大に対する措置として、国から助成交付金及び調整交付金が交付されることとなっている。

(1) 国有提供施設等所在市町村助成交付金（基地交付金）

ア 趣旨

助成交付金は、国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律（昭和32年法律第104号）の定めるところにより、国が所有する固定資産のうち、米軍に使用させている固定資産や自衛隊が使用する固定資産の台帳価格に応じて基地所在市町村に交付されている。

米軍や自衛隊の施設が市町村の区域内に広大な面積を占め、かつ、これらの施設が所在することによって市町村の財政に著しい影響を及ぼしていることを考慮して、固定資産税の代替的性格を基本としながら、これらの施設が所在することによる市町村の財政需要に対応するために、使途に制限のない一般財源として毎年度交付されるものである。

イ 対象資産

- a 米軍に使用させている土地、建物及び工作物
- b 自衛隊が使用する飛行場（航空機の離発着、整備及び格納のため直接必要な施設に限る。）、演習場（しょう舎施設を除く。）、弾薬庫、燃料庫及び通信施設の用に供する土地、建物及び工作物

米軍においてはすべての資産を対象としているのに対し、自衛隊が使用する資産については、国の公用財産そのものであり、市町村交付金の対象とはなり得ないものの、飛行場及び演習場は広大な面積を有しており、また、弾薬庫及び燃料庫は他の公用財産にない特殊な影響を及ぼしていることから、対象となる資産の範囲を限定したものである。

これについては、渉外関係主要都道県知事連絡協議会において、国に対し「飛行場周辺の買上げ国有地、自衛隊の施設のうち現在対象外となっている施設、事実上米軍に提供されている状況にある財産を対象資産とすること。」を要請している。

ウ 配分の方法

基地交付金予算総額の $7/10$ に相当する額を対象資産の価格であん分し、 $3/10$ に相当する額を対象資産の種類（飛行場、演習場等）、用途（超音速機飛行場、射爆撃場等）、市町村の財政状況、防衛施設面積の割合、騒音の度合い等を考慮して配分することとされている。

(2) 施設等所在市町村調整交付金（調整交付金）

ア 趣旨

米軍施設所在市町村では、地方税法の臨時特例に関する法律（昭和27年法律第119号）により、米軍の所有する固定資産に対する固定資産税、都市計画税や米軍人等に対する住民税等が非課税となっている。一方、基地外に居住する軍人・軍属やその家族は、一般住民と同様に道路、水道、ごみ処理、し尿処理、消防等の公共サービスを市町村から受けている。

しかし、これらの非課税措置による税収減や財政需要の増加分に対する補てん措置が行われておらず、すべて市町村の財源負担となっていたことから、これら市町村の財政上の問題について、神奈川県基地関係県市連絡協議会、渉外関係主要都道県知事連絡協議会、その他基地関係諸団体が新たに特別の交付金制度を設けるべきであるとして強力な運動を展開した結果、昭和45年度から「施設等所在市町村調整交付金（昭和45年自治省告示第224号）」が交付されている。

助成交付金が法律補助であるのに対し、調整交付金は補助金的性格の予算措置であり、助成交付金の対象となる国有資産と、対象外である米軍資産との均衡及び米軍に係る市町村民税の非課税措置等による税財政上の影響を考慮して、毎年度基地所在市町村に交付されるものである。

イ 対象資産

米軍資産（米軍が建設、設置した建物（事務所、宿舎、福利厚生施設等）及び工作物（通信施設、滑走路、照明施設等））

ウ 配分の方法

調整交付金予算総額の $2/3$ に相当する額を米軍資産の価格を基礎として配分し、 $1/3$ に相当する額を市町村民税の非課税措置等により市町村が受ける税財政上の影響（米軍人・軍属数、防衛施設面積の割合等）を考慮して配分することとされている。

3 返還道路整備事業補助金

返還道路整備補助金は、沖縄県の区域内において駐留軍から返還された旧施設及び区域内の道路で、施設及び区域の返還に伴い現状に回復することが不適当であると認められるものについて、公道とするため市町村が行う当該道路敷地の買入れに要する経費に対し、予算の範囲内において、当該市町村に補助金を交付するものである。

対象となる経費の範囲は、道路整備事業に要する用地費や、道路整備事業に付帯して必要な地方事務費である。また、補助率は10／10である。

沖縄防衛局においては、「沖縄県内所在返還道路整備事業補助金交付要綱」により、昭和54年度から補助金を交付している。

最近では、瀬名波通信施設、トライ通信施設、読谷補助飛行場の返還跡地の道路整備の際の用地買入れに対して交付され、読谷村が当該事業を実施した。

4 NHK放送受信料の補助制度

本制度は、防衛施設周辺放送受信事業補助金交付要綱に基づき、自衛隊または米軍のジェット機の飛行に伴う騒音によるテレビ放送の聴取障害に係る助成の措置として、自衛隊または米軍が使用する飛行場等の周辺で一定の区域内に住むNHK放送受信契約者に対し、NHK放送受信料のうち地上系放送分の半額を補助するものであり、昭和57年度から実施されている。

昭和57年度から平成17年度までの間は、財団法人防衛施設周辺整備協会が放送受信障害対策事業として行う助成措置に対し、防衛省が同協会へ補助金を交付していたが、平成18年度からは、防衛省がNHKの協力の下、直接、放送受信契約者に補助金を交付している。

なお、沖縄県内では、嘉手納飛行場（嘉手納町、沖縄市、北谷町、読谷村、うるま市）、伊江島補助飛行場（伊江村）、及び出砂島射爆撃場（渡名喜村）が対象施設となっている。

市町村別助成交付金及び調整交付金の交付額の推移（平成20年度～平成24年度）

市町村名	区分	年度	平成20年度			平成21年度		
			助成 交付 金	調 交 付 金	計	助成 交付 金	調 交 付 金	計
国頭村		7,083	19,124	26,207	7,398	23,201	30,599	
東村		12,967	53,861	66,828	11,932	51,170	63,102	
本部町		200	8,582	8,782	200	8,584	8,784	
名護市		73,460	200,826	274,286	67,685	195,837	263,522	
恩納村		29,830	23,898	53,728	27,460	22,703	50,163	
宜野座村		33,932	71,795	105,727	31,221	68,206	99,427	
金武町		212,683	279,648	492,331	217,147	274,669	491,816	
伊江村		32,274	38,275	70,549	29,699	36,363	66,062	
(北部計)		402,429	696,009	1,098,438	392,742	680,733	1,073,475	
沖縄市		552,488	785,943	1,338,431	567,408	786,081	1,353,489	
うるま市 (石川市・具志川市・与那城町・勝連町)		213,950	301,545	515,495	199,198	306,585	505,783	
読谷村		73,340	191,999	265,339	68,656	192,028	260,684	
嘉手納町		288,388	664,705	953,093	273,674	669,239	942,913	
北谷町		357,536	550,186	907,722	343,014	545,240	888,254	
宜野湾市		119,205	409,673	528,878	109,823	413,415	523,238	
浦添市		251,074	319,983	571,057	236,370	315,001	551,371	
北中城村		82,638	184,312	266,950	79,143	189,337	268,480	
中城村		—	—	—	—	—	—	
(中部計)		1,938,619	3,408,346	5,346,965	1,877,286	3,416,926	5,294,212	
那覇市		241,687	66,062	307,749	248,845	62,763	311,608	
南城市 (玉城村・知念村・佐敷町・大里村)		18,063	—	18,063	16,631	—	16,631	
糸満市		11,560	—	11,560	11,891	—	11,891	
与那原町		—	—	—	—	—	—	
久米島町 (仲里村・具志川村)		11,272	200	11,472	10,975	200	11,175	
渡名喜村		—	200	200	—	200	200	
八重瀬町 (東風平町・具志頭村)		4,797	—	4,797	5,806	—	5,806	
(南部計)		287,379	66,462	353,841	294,148	63,163	357,311	
宮古島市 (上野村)		7,882	—	7,882	7,857	—	7,857	
(宮古計)		7,882	—	7,882	7,857	—	7,857	
石垣市		200	—	200	200	—	200	
(八重山計)		200	—	200	200	—	200	
合計		2,636,509	4,170,817	6,807,326	2,572,233	4,160,822	6,733,055	

沖縄県企画部の資料による。

(単位：千円)

平成22年度			平成23年度			平成24年度		
助 成 付 金	調 交 付 金	計	助 成 付 金	調 交 付 金	計	助 成 付 金	調 交 付 金	計
8,126	23,284	31,410	22,684	27,247	49,931	22,636	28,331	50,967
11,938	51,352	63,290	35,307	48,851	84,158	35,408	46,423	81,831
300	10,393	10,693	300	12,320	12,620	300	12,384	12,684
67,731	196,534	264,265	68,630	191,796	260,426	99,984	186,857	286,841
27,481	22,784	50,265	30,665	21,674	52,339	30,152	20,597	50,749
31,237	68,449	99,686	43,775	65,115	108,890	43,825	61,879	105,704
246,128	275,646	521,774	231,182	271,016	502,198	249,907	266,102	516,009
29,715	36,492	66,207	33,524	34,714	68,238	33,745	32,989	66,734
422,656	684,934	1,107,590	466,067	672,733	1,138,800	515,957	655,562	1,171,519
568,548	788,877	1,357,425	548,677	784,949	1,333,626	528,781	804,199	1,332,980
200,766	334,084	534,850	185,810	367,881	553,691	170,844	381,566	552,410
72,610	228,440	301,050	65,364	227,353	292,717	65,151	240,575	305,726
274,467	671,620	946,087	259,528	667,532	927,060	259,987	662,747	922,734
344,349	547,179	891,528	329,426	542,920	872,346	314,488	538,094	852,582
110,019	417,569	527,588	99,040	413,133	512,173	121,201	411,563	532,764
236,602	316,122	552,724	221,654	311,547	533,201	206,695	306,646	513,341
82,132	209,353	291,485	73,935	219,782	293,717	86,014	219,712	305,726
—	—	—	—	—	—	—	—	—
1,889,493	3,513,244	5,402,737	1,783,434	3,535,097	5,318,531	1,753,161	3,565,102	5,318,263
250,209	62,986	313,195	235,264	59,918	295,182	236,861	56,940	293,801
16,658	—	16,658	14,996	0	14,996	13,499	0	13,499
12,330	—	12,330	11,190	0	11,190	11,154	0	11,154
—	—	—	—	—	—	—	—	—
11,968	300	12,268	12,739	300	13,039	15,036	300	15,336
—	300	300	0	300	300	—	300	300
8,043	—	8,043	8,418	0	8,418	8,137	—	8,137
299,208	63,586	362,794	282,607	60,518	343,125	284,687	57,540	342,227
10,904	—	10,904	12,750	0	12,750	14,687	—	14,687
10,904	—	10,904	12,750	—	12,750	14,687	—	14,687
300	—	300	300	—	300	300	—	300
300	—	300	300	—	300	300	—	300
2,622,561	4,261,764	6,884,325	2,545,158	4,268,348	6,813,506	2,568,792	4,278,204	6,846,996

〈参考〉

在日米軍駐留経費負担（思いやり予算）

在日米軍関係費のうち、駐留軍従業員の労務費、光熱水料及び施設・区域内の整備に係る経費の全部又は一部について在日米軍駐留経費負担として、日本政府が負担している。（いわゆる思いやり予算）

日米地位協定第24条は、第1項で「日本国に合衆国軍隊を維持することに伴うすべての経費は……この協定の存続期間中日本国に負担をかけないで合衆国が負担することが合意される。」とし、基本的には、駐留に係る経費は米側が負担することを規定している。

しかしながら、1970年代からの我が国の物価と賃金の高騰及び国際経済情勢の変動に伴う米側負担経費が増大したため、昭和53年度から、従来米側が負担していた日本人従業員の福利厚生費・労務管理費を日本側が負担するようになり、その後、格差給、語学手当等の労務費、軍人用住宅等の提供施設整備費についても負担するようになった。

現在では、その負担の範囲がさらに拡大され、日本が雇用する者の基本給や年末手当・退職手当等の各種手当、米軍使用に係る電気・ガス・水道料なども日本側が負担している。

なお、昭和62年からは、日米間で効力期間を限った「特別協定」^{*1}が締結されるようになり、これを根拠にして日本側の駐留経費負担が実施されている。

新たな特別協定（平成23年4月1日から平成27年3月31日）では、日本側負担の従業員の上限人数を23,055人から22,625人に段階的に削減し、光熱水料等の負担は各年度において約249億円を上限としつつ日本側負担割合を76%から72%に段階的に削減している。

【在日米軍駐留経費負担（思いやり予算）】

（単位：百万円）

区分	平成23年度予算執行額		平成24年度予算額	
	全 国	沖 縄	全 国	沖 縄
提供施設の整備	17,024	1,591	20,603	3,682
労務費の負担	138,285	44,352	140,764	44,889
福利費等	19,688	6,426	21,878	6,599
給与費	118,597	37,926	118,887	38,291
(1)特別協定給与	113,123	36,226	113,873	36,745
(2)その他の給与	5,474	1,700	5,014	1,546
光熱水料等の負担	24,902	—	24,942	—
訓練移転費の負担	217	—	400	—
合 計	180,428	45,943	186,709	48,572

注：沖縄防衛局の資料による。事務費等は除く、事業費ベースで整理されている。計数は、四捨五入の関係で符号しないことがある。

*1：「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第24条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定」

第2節 基地と経済

沖縄における「基地」の地域経済に与える影響については、復帰前はもとより、復帰後も強い関心が持たれるとともに、特に最近では、返還跡地の有効利用を推進する視点から、その実状の把握が要望されてきている。

しかし、基地と経済に関して、定義の問題や米軍基地という性質上統計資料の入手が困難なこともあって、数量的に把握しにくい面があるのが実状である。

そのような中で、従前からの手法や各種資料等による、①県民経済計算に占める軍関係受取、②市町村財政における基地関係収入、③基地に関わる各経済部門の状況は次のとおりである。

1 県民経済計算に占める軍関係受取

県民経済計算においては、「軍用地料」、「軍雇用者所得」及び「軍人・軍属の消費支出」を軍関係受取として位置づけている。

県民総所得に占める軍関係受取の割合の推移をみると、県経済の規模拡大を背景として、復帰時の昭和47年度の15.5パーセントから年をとて低下してきており、平成22年度は5.3パーセントとなっている。

一方、他産業の伸び率と比較すると、県民総所得に占める観光収入の割合は、昭和47年度の6.5パーセントから平成22年度は10.2パーセントへと増加し、沖縄県の経済は基地経済から観光産業へ重点を移しつつあることがわかる。

しかし、軍関係受取は財政収入、観光収入に続く規模であり、依然として大きな収入源であることに変わりはない。

軍関係受取の絶対額は、昭和47年度の約777億円から年々増加し、平成22年度には2,086億円に達している。以下、個別にその推移を見てみる。

(1) 軍用地料

日本本土にある米軍基地のほとんどが国有地（87.3パーセント）であるのに対し、沖縄県では国有地は34.6パーセントに過ぎず、市町村有地（29.4パーセント）、民有地（32.5パーセント）が多い。

また、国は、市町村を含む地主と私法上の賃貸借契約を締結して米軍（及び自衛隊）に土地を提供しており、地主には土地の賃借料としての軍用地料が支払われる。

現在、43,087人（平成24年3月末現在、米軍及び自衛隊基地それぞれの地主数の合計）の軍用地主が存在し、軍用地料を受け取っている（ただし、契約拒否地主（国との米軍用地賃貸借契約を拒否している地主）約3,870人は含まない）。

軍用地料については、基地面積は、昭和47年の復帰時に比べ18.0パーセント減少（昭和47年5月15日時点と平成23年3月31日時点での米軍専用施設面積の比較）しているが、地価の上昇を背景に増加しており、平成23年度は総額918億円（米軍基地798億円、自衛隊基地120億円）計上されている。

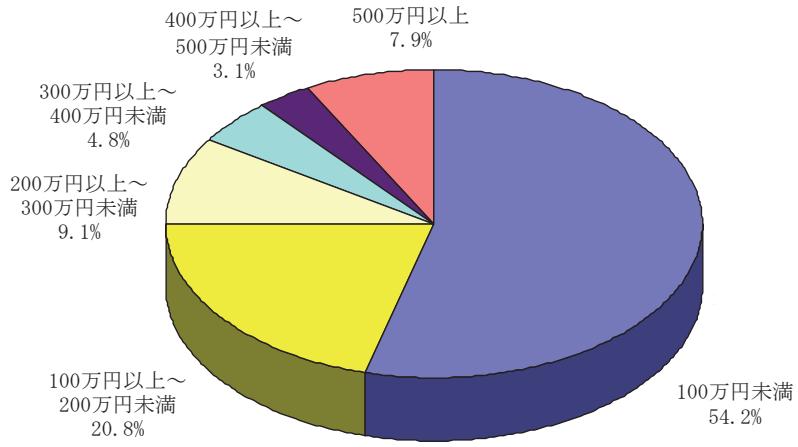
〔参考：昭和47年度軍用地料総額は126億円（米軍基地123億円、自衛隊基地3億円）〕

多額の軍用地料が措置される背景には、人口・産業が集中する中・南部圏に基地が多く、軍用地料が宅地並の評価を受けているということも要因の1つとして考えられている。

軍用地料は、軍関係受取の中でも最大の金額であり、この収入が県経済へどのように影響を与えているのかは各方面から大きな関心が持たれているところである。

なお、沖縄防衛局の資料によれば、平成23年度における軍用地料の支払額別所有者数（自衛隊分も含む）は下表のとおりとなっている。

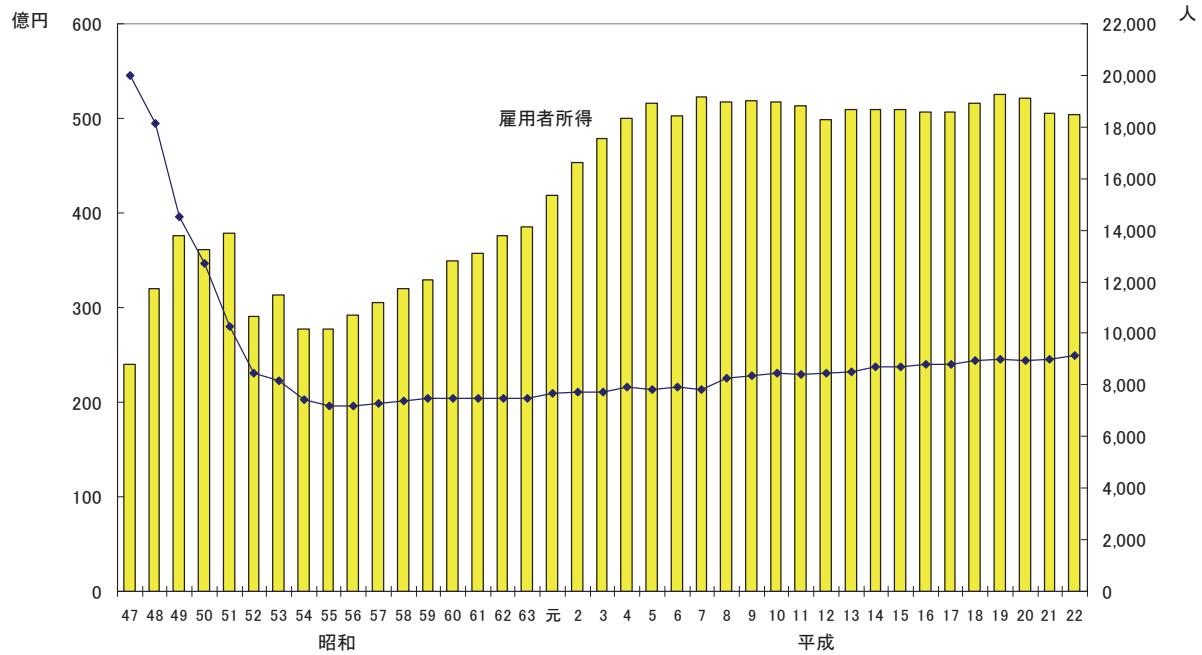
金額	割合	所有者数
100万円未満	54.2 %	23,339 人
100万円以上～200万円未満	20.8 %	8,969 人
200万円以上～300万円未満	9.1 %	3,928 人
300万円以上～400万円未満	4.8 %	2,069 人
400万円以上～500万円未満	3.1 %	1,342 人
500万円以上	7.9 %	3,378 人
合計	100.0 %	43,025 人



(2) 軍雇用者所得

軍雇用者所得は、昭和55年度以前は上下動がみられるものの、昭和56年度以降平成5年度まで、右肩上がりで伸び続けている。この間の従業員数はほぼ横ばいを続けているため、この雇用者所得の着実な伸びの背景には、昭和53年度（1978年度）から在日米軍駐留経費負担（いわゆる「思いやり予算」）の名目で、日本側が駐留従業員の給与費等を負担してきたことがあげられるものと思われる。

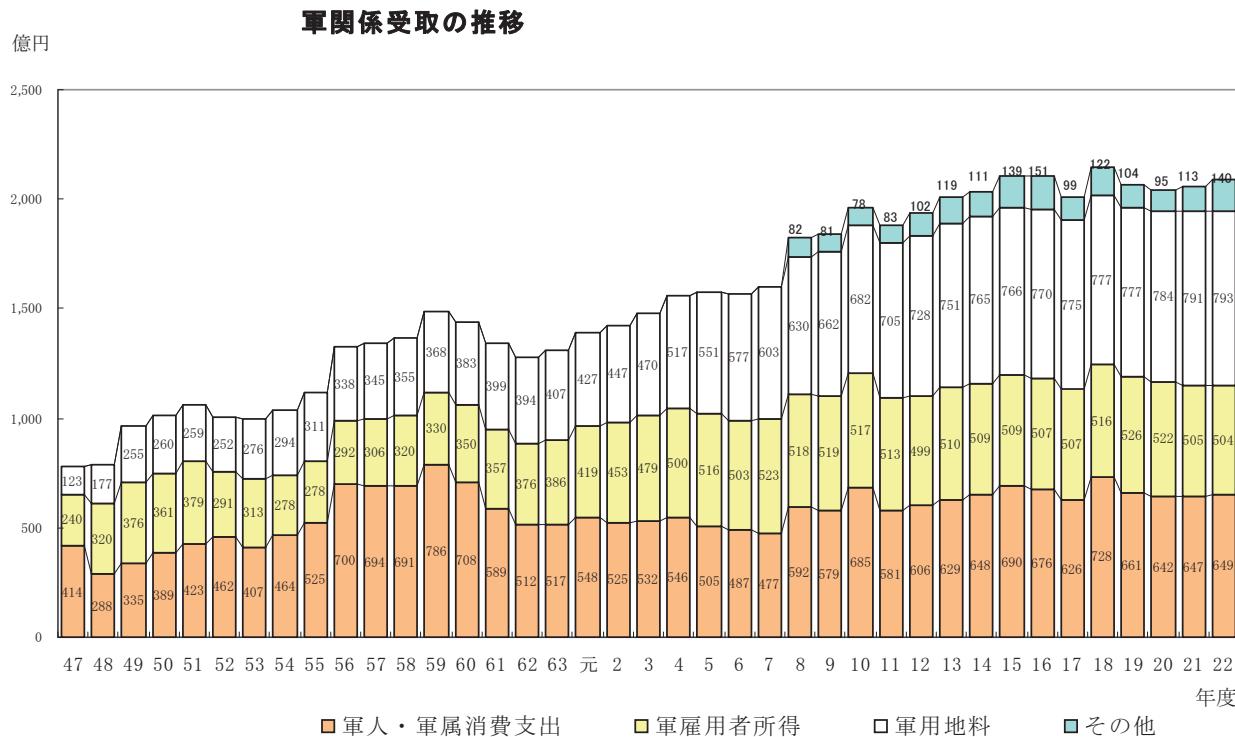
平成5年度（1993年度）以降は、ほぼ横ばいの状態となっている。



(3) 軍人・軍属消費支出

軍人・軍属の消費支出については、昭和59年（1984年）の786億円をピークに円高が始まった昭和60年（1985年）以降減少傾向が続いていたが、昭和63年（1988年）以降からは安定的な推移を示している。

以上のことから、県民経済計算のうち、軍関係受取の推移を軍用地料（自衛隊を含む）、軍雇用者所得、軍人・軍属消費支出からみると、以下のグラフのとおりとなる。なお、グラフ中の「その他」は、米軍基地内の建設工事、テナント業者の営業活動で得た雇用者の報酬、企業の利益のことであり、平成17年度県民経済計算から米軍基地からの要素所得の1つとして軍関係受取に算入されており、平成8年度まで遡及推計されている。



基地関係収入の推移

年 度	県民総所得 (旧県民総支出) A	県外受取 B	計 C	軍 関 係 受 取				農林水産業 純生産額 E	C/B (%)	D/A (%)	E/A (%)
				米軍基地からの要素所得 軍雇用者 所 得	軍用地料 計	その他 軍用地料	軍用地料 所 得				
昭和47年	5,013	4,011	777	414	363	240	123	324	287	19.4	15.5
昭和48年	7,177	5,193	785	288	497	320	177	460	376	15.1	10.9
昭和49年	8,611	7,624	966	335	631	376	255	577	440	12.7	11.2
昭和50年	10,028	8,819	1,010	389	621	361	260	1,277	496	11.5	10.1
昭和51年	10,656	8,587	1,061	423	638	379	259	589	594	12.4	10.0
昭和52年	11,631	10,019	1,006	462	543	291	252	940	669	10.0	8.6
昭和53年	13,176	11,306	996	407	589	313	276	1,197	721	8.8	7.6
昭和54年	14,610	12,729	1,035	464	572	278	294	1,507	723	8.1	7.1
昭和55年	15,647	13,832	1,113	525	589	278	311	1,497	673	8.0	7.1
昭和56年	17,098	14,720	1,330	700	630	292	338	1,634	753	9.0	7.8
昭和57年	18,226	14,288	1,346	694	651	306	345	1,645	742	9.4	7.4
昭和58年	19,464	14,196	1,366	691	675	320	355	1,679	734	9.6	7.0
昭和59年	20,844	14,991	1,483	786	698	330	368	1,929	760	9.9	7.1
昭和60年	22,512	15,633	1,441	708	733	350	383	1,862	804	9.2	6.4
昭和61年	23,872	15,112	1,345	589	756	357	399	1,929	739	8.9	5.6
昭和62年	25,165	15,363	1,282	512	770	376	394	2,125	746	8.3	5.1
昭和63年	26,284	15,611	1,310	517	793	386	407	2,173	666	8.4	5.0
平成元年	28,168	16,830	1,394	548	846	419	427	2,478	811	8.3	4.9
平成2年	29,051	18,325	1,425	525	900	453	447	2,668	643	7.8	4.9
平成3年	30,606	19,285	1,481	532	949	479	470	2,836	594	7.7	4.8
平成4年	31,929	20,768	1,563	546	1,017	500	517	2,803	625	7.5	4.9
平成5年	33,134	21,385	1,573	505	1,067	516	551	2,772	603	7.3	4.7
平成6年	33,099	21,381	1,567	487	1,080	503	577	2,776	552	7.3	4.7
平成7年	33,843	21,939	1,603	477	1,126	523	603	2,959	552	7.3	4.7
平成8年	35,056	21,814	1,822	592	1,230	518	630	82	3,077	565	8.4
平成9年	35,700	22,607	1,840	579	1,261	519	662	81	3,434	592	8.1
平成10年	36,393	23,600	1,962	685	1,277	517	682	78	3,604	530	8.3
平成11年	36,659	24,552	1,882	581	1,301	513	705	83	3,864	556	7.7
平成12年	37,459	24,344	1,934	606	1,328	499	728	102	3,772	510	7.9
平成13年	38,143	23,677	2,008	629	1,379	510	751	119	3,420	469	8.5
平成14年	38,035	22,597	2,033	648	1,385	509	765	111	3,483	398	9.0
平成15年	38,472	22,823	2,103	690	1,414	509	766	139	3,773	460	9.2
平成16年	38,264	21,741	2,104	676	1,428	507	770	151	3,694	516	9.7
平成17年	38,717	21,282	2,007	626	1,381	507	775	99	4,057	518	9.4
平成18年	39,188	21,376	2,142	728	1,415	516	777	122	4,083	513	10.0
平成19年	39,306	21,385	2,067	661	1,406	526	777	104	4,289	533	9.7
平成20年	38,926	22,082	2,042	642	1,400	522	784	95	4,299	476	9.2
平成21年	39,499	22,179	2,056	647	1,409	505	791	113	3,778	492	9.3
平成22年	39,490	21,758	2,086	649	1,438	504	793	140	4,025	547	9.6

注 1. 出典は、沖縄県企画部統計課「県民経済計算」による。但し、県外受取（B）及び軍関係受取（C）は「県民経済計算」付属の参考資料より、観光収入（昭和47、48、49年度は毎年の数値）は

沖縄県観光部観光企画課「観光要覧」による。

2. 県外受取＝经常取引+資本取引としている。資本取引には、民間部門の資本取引は含まれない。

3. 軍用地料は、自衛隊関係を除く。

4. 計は四捨五入によるため、符合しないことがある。

5. 米軍基地からの要素所得のうち「その他」は、米軍基地内の建設工事、テナント業者の営業活動で得た雇用者の報酬、企業の利益のことであり、平成17年度県民経済計算から米軍基地からの要素所得の1つとして軍関係受取に算入されており、平成8年度まで遡及推計されている。よって、平成7年度以前とは連続しない。

6. 「県民経済計算」は毎年度遡及改訂される統計である（現在は平成13年度以降が対象）。

米軍基地賃借料の推移

米軍基地賃借料の推移

(単位: 百万円)

注 1 沖縄防衛局の資料による

沖縄の防衛局の資料による。

2. 施設全体が国有地であるもの(那覇サービス・センター、津堅島訓練場

3. 米軍が日米地位協定第2条4項(b)により共同使用する自衛隊施設

（注）「○」は該当する、「×」は該当しない。

11

100

5、「※」は、支出対象者(ただし、平成18年度からは民有地に係る支出対象者が1人又は少

の施設であり、金額が公表されていないものである。

倉計理にはこれらとの金額面を含む。

「おはようございます。」と、元気な声で挨拶する。「おはようございます」と返すと、おじいちゃんが「おはよう」と笑顔で答える。

米軍基地賃借料の推移

施設名		年度	昭和47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	平成元	2	3
泡瀬通信施設		275	386	561	572	330	152	169	179	207	222	207	218	229	240	252	266	287	307	325	-	
西原陸軍補助施設		7	10	123	221	230	231	209	250	293	319	339	377	409	433	454	476	496	518	543	573	
木原陸軍補助施設		70	9	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	609		
瀬崎飛行場		13	25	36	35	36	43	44	47	47	47	47	47	47	47	47	47	47	47	-	-	
久留米原陸軍補助施設		919	1,347	1,907	1,909	1,908	1,864	2,056	2,142	2,286	2,490	2,707	2,804	2,901	3,011	3,142	3,269	3,415	3,564	3,721	3,887	
久留米原陸軍補助施設		75	107	139	122	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
久留米原陸軍補助施設		32	45	46	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
久留米原陸軍補助施設		3	4	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
久留米原陸軍補助施設		7	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
久留米原陸軍補助施設		659	937	1,306	1,302	1,292	1,292	1,421	1,421	1,623	1,766	1,902	1,936	1,978	2,077	2,166	2,254	2,354	2,455	2,570	2,670	
久留米原陸軍補助施設		8	9	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	
久留米原陸軍補助施設		12	15	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
久留米原陸軍補助施設		16	18	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
久留米原陸軍補助施設		77	93	106	106	106	106	106	106	106	106	106	106	106	106	106	106	106	106	-	-	
久留米原陸軍補助施設		838	1,151	1,586	1,583	1,575	1,575	1,591	1,591	1,643	1,758	1,904	2,006	2,099	2,167	2,251	2,334	2,423	2,511	2,600	2,689	
久留米原陸軍補助施設		7	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	
久留米原陸軍補助施設		4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
久留米原陸軍補助施設		445	615	842	842	840	840	840	840	932	970	1,061	1,080	1,368	1,130	1,160	1,192	1,192	1,192	1,193	1,239	
久留米原陸軍補助施設		792	1,136	1,969	1,975	1,919	1,919	1,941	1,941	2,030	2,030	2,030	2,030	2,030	2,030	2,030	2,030	2,030	2,030	2,030	2,030	
久留米原陸軍補助施設		24	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
久留米原陸軍補助施設		3	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
久留米原陸軍補助施設		7	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
久留米原陸軍補助施設		2	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
久留米原陸軍補助施設		52	60	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
久留米原陸軍補助施設		3	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
久留米原陸軍補助施設		3	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
久留米原陸軍補助施設		5	4	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
久留米原陸軍補助施設		27	44	58	72	80	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
久留米原陸軍補助施設		111	239	339	340	351	362	417	436	472	557	553	593	602	603	626	656	686	710	722	-	
久留米原陸軍補助施設		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	-	
久留米原陸軍補助施設		2	3	4	5	5	5	5	5	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	-	
久留米原陸軍補助施設		3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	
久留米原陸軍補助施設		0	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	-	
久留米原陸軍補助施設		4	4	4	4	4	4	4	4	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	-	
久留米原陸軍補助施設		1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
久留米原陸軍補助施設		49	42	42	42	42	42	42	42	42	42	42	42	42	42	42	42	42	42	42	42	
久留米原陸軍補助施設		30	43	75	15	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
久留米原陸軍補助施設		64	76	85	85	85	85	85	85	85	85	85	85	85	85	85	85	85	85	85	-	
久留米原陸軍補助施設		12,315	17,715	25,538	25,951	25,912	25,245	27,617	29,368	31,116	33,773	34,507	35,468	36,772	38,314	39,932	39,402	40,671	44,726	47,031	-	

米軍基地賃借料の推移

注 1. 沖縄防衛局の資料による。

2. 施設全体が国有地であるもの

3. 米軍が日米地位協定第2条4

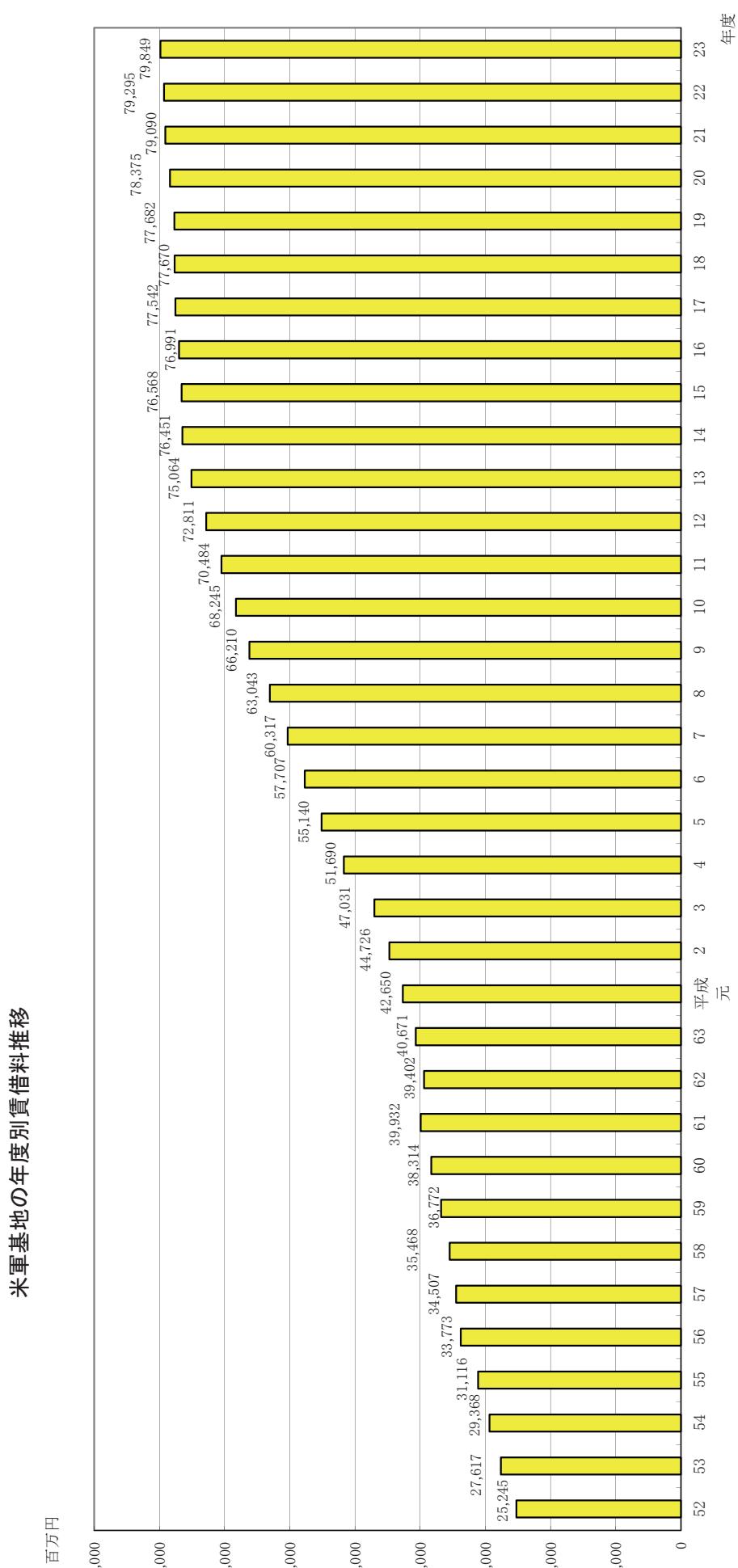
（浮原島訓練場については、昭和54年度以降、空欄としてある）。

（設）は除く。

5. 「※」は、支出対象者(ただし、平成18年度からは民有地に係る支出対象者)が1人又(は少數

の施設であり、金額が公表されていないものである。

合計欄にはこれらのが金額を含む。



軍雇用者所得と駐留軍従業員数の推移

年度	軍雇用者 所得	基 本 勞 務 契 約				船員 契約 (陸軍)				駐 留 軍 員				從 業 員				空 員				海 士				合 讈			
		陸軍	海軍	空軍	海兵隊	計	陸軍	海軍	空軍	機 閣	勞 務	務 務	協 約	計	陸軍	海軍	空軍	海 士	陸軍	海軍	空軍	海 士	計	AAFE'S (OWEX)	AAFE'S (OWEX)	計			
昭和 47	240	11,676	402	2,100	1,234	15,412	168	1,213	139	709	717	1,622	4,400	13,057	541	2,809	1,951	1,622	19,980	1,622	1,619	1,619	1,619	1,619	1,619	1,619	18,118		
	48	11,019	407	1,882	1,310	14,618	94	635	527	496	496	1,619	3,406	11,748	536	2,409	1,806	1,806	1,619	18,118	1,619	1,619	1,619	1,619	1,619	1,619	18,118		
	49	9,041	394	1,844	1,240	12,519	52	254	94	4	336	1,284	1,972	9,347	488	1,848	1,576	1,576	1,284	14,543	1,284	1,284	1,284	1,284	1,284	1,284	14,543		
	50	7,696	384	1,849	1,212	11,141	12	162	83	286	216	835	1,582	7,870	467	2,135	1,428	835	835	12,735	1,428	1,428	1,428	1,428	1,428	1,428	12,735		
	51	5,520	268	1,817	1,204	8,809	12	105	56	255	216	812	1,444	5,637	324	2,072	1,420	812	812	10,265	1,420	1,420	1,420	1,420	1,420	1,420	10,265		
	52	291	2,783	398	2,352	1,537	7,070	4	28	47	238	267	793	1,373	2,815	445	2,590	1,804	793	793	8,447	1,804	1,804	1,804	1,804	1,804	1,804	8,447	
	53	313	2,420	391	2,361	1,658	6,830	4	26	3	231	275	806	1,341	2,450	394	2,592	1,933	806	806	8,175	1,933	1,933	1,933	1,933	1,933	1,933	8,175	
	54	278	1,136	390	2,564	2,067	6,157	4	—	2	208	284	789	1,283	1,140	392	2,772	2,351	789	789	7,444	1,140	1,140	1,140	1,140	1,140	1,140	7,444	
	55	278	904	390	2,484	2,057	5,835	4	—	5	202	327	804	1,338	908	395	2,586	2,384	804	804	7,177	2,384	2,384	2,384	2,384	2,384	2,384	7,177	
	56	292	867	389	2,476	2,071	5,803	4	—	5	201	345	838	1,389	871	394	2,677	2,416	838	838	7,196	1,389	1,389	1,389	1,389	1,389	1,389	7,196	
平成 元	57	306	857	390	2,444	2,061	5,752	4	—	7	204	400	912	1,523	861	397	2,648	2,461	912	912	7,279	1,523	1,523	1,523	1,523	1,523	1,523	7,279	
	58	320	830	382	2,395	2,077	5,684	4	—	6	280	438	988	1,712	834	388	2,675	2,515	988	988	7,400	1,712	1,712	1,712	1,712	1,712	1,712	7,400	
	59	330	805	368	2,430	2,050	5,653	4	—	5	339	454	1,033	1,831	809	373	2,769	2,504	1,033	1,033	7,488	1,831	1,831	1,831	1,831	1,831	1,831	7,488	
	60	350	798	371	2,403	2,022	5,594	4	—	6	337	452	1,064	1,859	802	377	2,740	2,474	1,064	1,064	7,457	1,859	1,859	1,859	1,859	1,859	1,859	7,457	
	61	357	792	353	2,361	1,986	5,492	4	—	7	348	465	1,151	1,971	796	360	2,709	2,451	1,151	1,151	7,467	1,971	1,971	1,971	1,971	1,971	1,971	7,467	
	62	376	763	370	2,330	2,011	5,474	4	—	95	356	448	1,118	2,017	767	465	2,686	2,459	1,118	1,118	7,495	2,017	2,017	2,017	2,017	2,017	2,017	7,495	
	63	386	704	369	2,401	1,978	5,452	4	2	101	366	435	1,109	2,013	710	470	2,767	2,413	1,109	1,109	7,469	2,013	2,013	2,013	2,013	2,013	2,013	7,469	
	64	419	707	368	2,427	1,989	5,491	4	1	99	420	464	1,210	2,194	712	467	2,847	2,453	1,210	1,210	7,689	2,194	2,194	2,194	2,194	2,194	2,194	7,689	
	65	453	699	376	2,376	1,985	5,436	4	1	125	424	522	1,234	2,306	704	501	2,800	2,507	1,234	1,234	7,746	2,306	2,306	2,306	2,306	2,306	2,306	7,746	
	66	479	697	367	2,311	1,942	5,317	4	1	150	475	539	1,231	2,396	702	517	2,786	2,481	1,231	1,231	7,717	2,396	2,396	2,396	2,396	2,396	2,396	7,717	
	67	503	725	378	2,223	2,020	5,346	6	12	123	570	554	1,296	2,555	743	501	2,793	2,574	1,296	1,296	7,907	2,555	2,555	2,555	2,555	2,555	2,555	7,907	
平成 元	68	518	749	387	2,447	2,079	5,662	6	8	124	491	535	1,432	2,590	763	511	2,938	2,614	1,432	1,432	8,258	2,590	2,590	2,590	2,590	2,590	2,590	8,258	
	69	519	755	398	2,494	2,086	5,733	6	11	122	517	520	1,440	2,610	772	520	3,011	2,606	1,440	1,440	8,349	2,610	2,610	2,610	2,610	2,610	2,610	8,349	
	70	516	710	369	2,214	2,000	5,293	5	1	122	595	558	1,239	2,515	716	491	2,809	2,558	1,239	1,239	7,813	2,515	2,515	2,515	2,515	2,515	2,515	7,813	
	71	509	735	372	2,183	2,013	5,300	6	5	121	540	535	1,299	2,500	713	493	2,723	2,548	1,299	1,299	7,806	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	7,806	
	72	517	755	396	2,509	2,103	5,763	6	14	122	547	504	1,487	2,674	775	518	3,056	2,607	1,487	1,487	8,443	2,674	2,674	2,674	2,674	2,674	2,674	8,443	
	73	513	750	415	2,470	2,093	5,728	6	14	115	556	504	1,477	2,666	770	530	3,026	2,597	1,477	1,477	8,400	2,666	2,666	2,666	2,666	2,666	2,666	8,400	
	74	499	758	406	2,442	2,086	5,692	6	18	147	572	530	1,485	2,752	782	553	3,014	2,616	1,485	1,485	8,450	2,752	2,752	2,752	2,752	2,752	2,752	8,450	
	75	510	746	407	2,407	2,119	5,679	6	18	135	571	513	1,569	2,806	770	542	2,978	2,632	1,569	1,569	8,491	2,806	2,806	2,806	2,806	2,806	2,806	8,491	
	76	509	737	411	2,392	2,398	5,938	6	21	135	582	530	1,491	2,759	764	546	2,974	2,928	1,491	1,491	8,703	2,759	2,759	2,759	2,759	2,759	2,759	8,703	
	77	509	732	372	2,183	2,013	5,300	6	5	121	540	535	1,299	2,500	713	493	2,723	2,548	1,299	1,299	8,258	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	8,258	
平成 2	78	518	749	387	2,447	2,079	5,662	6	8	124	491	535	1,432	2,590	763	511	2,938	2,614	1,432	1,432	8,258	2,590	2,590	2,590	2,590	2,590	2,590	8,258	
	79	519	755	398	2,494	2,086	5,733	6	11	122	517	520	1,440	2,610	772	520	3,011	2,606	1,440	1,440	8,349	2,610	2,610	2,610	2,610	2,610	2,610	8,349	
	80	517	755	396	2,509	2,103	5,763	6	14	122	547	504	1,487	2,674	775	518	3,056	2,607	1,487	1,487	8,443	2,674	2,674	2,674	2,674	2,674	2,674	8,443	
	81	513	750	415	2,470	2,093	5,728	6	14	115	556	504	1,477	2,666	770	530	3,026	2,597	1,477	1,477	8,400	2,666	2,666	2,666	2,666	2,666	2,666	8,400	
	82	499	758	406	2,442	2,086	5,692	6	18	147	572	530	1,485	2,752	782	553	3,014	2,616	1,485	1,485	8,450	2,752	2,752	2,752	2,752	2,752	2,752	8,450	
	83	510	746	407	2,407	2,119	5,679	6	18	135	571	513	1,569	2,806	770	542	2,978	2,632	1,569	1,569	8,491	2,806	2,806	2,806	2,806	2,806	2,806	8,491	
	84	509	737	411	2,392	2,398	5,938	6	21	135	582	530	1,491	2,759	764	546	2,974	2,928	1,491	1,491	8,703	2,759	2,759	2,759	2,759	2,759	2,759	8,703	
	85	509	732	372	2,183	2,013	5,300	6	5	121	540	535	1,299	2,500	713	493	2,723	2,548	1,299	1,299	8,258	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	8,258	
	86	507	745	413	2,391	2,475	6,024	6	24	136	618	498	1,507	2,783	775	549	3,009	2,973	1,507	1,507	8,183	2,783	2,783	2,783	2,783	2,783	2,783	8,183	
	87	507	747	410	2,397	2,481	6,035	6	25	138	618	502	1,489	2,772	778	548	3,015	2,983	1,489	1,489	8,183	2,772	2,772	2,772	2,772	2,772	2,772	8,183	
平成 3	88	518	749	387	2,447	2,079	5,662	6	8	27	143	587	504	1,578	2,839	782	555	3,017	2,996	1,578	1,578	8,228	2,839	2,839	2,839	2,839	2,839	2,839	8,228
	89	519	755	398	2,494	2,086	5,733</td																						

注1：軍雇用者所得は、沖縄県企画部統計課の資料「暴民経済計算」による。

11. 甲、車両、機器、工具等の輸出は、昭和13年4月1日より行はる。
12. 駅留軍從事員の人員と其の年数は、昭和14年5月現在のものとし、昭和13年5月までは沖縄県商工労働部の資本をもつて運営する。

3. 「ローテ」は軍事用語で、（たとえば、中止する、停止する）の意である。

2 市町村財政における基地関係収入

(1) 基地関係収入

軍関係受取の県民総支出に占める割合については、県経済全体の立場からとらえたものであったが、地域により基地の及ぼす影響は異なるので、視点を変え、市町村財政における基地関係収入をみるととする。

基地を抱える県下の市町村は、基地に関連した収入を得ており、これらの収入（以下、「基地関係収入」と称する）は、当該市町村財政に深く組み込まれ、構造的なものとなっている。

基地関係収入には次のようなものがある。

ア 「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」（いわゆる「基地周辺整備法」）に基づくもの（防衛省所管）

（ア）防音工事等への各種助成事業

（イ）特定防衛施設周辺整備調整交付金（S A C O 交付金含む）

イ 基地交付金（総務省（旧自治省）所管）

（ア）助成交付金（国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律）

（イ）調整交付金（施設等所在市町村調整交付金要綱）

ウ 市町村が軍用地主としての立場から受け取る地代等（市町村歳入の財産運用収入に計上される）

エ その他の補助金・委託金

（ア）返還道路整備事業補助金

（イ）防音事業関連維持費補助金

（ウ）施設区域取得事務委託金 など

(2) 基地所在市町村の基地関係収入の現状

平成23年度における県下41市町村（平成24年3月31日現在）全体の歳入総額は約6,350億円で、このうち基地関係収入が約261億円あり（島懇事業含む）、全体の4.1パーセントを占めている。

基地所在市町村25団体のうち基地関係収入のある24市町村^{*1}の歳入総額に占める基地関係収入の割合は、4.8パーセントとなっている。

歳入総額（億円）		基地関係 収入 C	うち基地所在市 町村分 D	割合（%）	
41市町村 A	25市町村 B			C/A	D/B
6, 350	5, 456	261	260	4.1	4.8

なお、基地関係収入が歳入総額の5パーセント以上を占める市町村は11団体あり、うち10パーセント以上を占める市町村は、宜野座村、恩納村、金武町など7団体となっている。この数値は、いわば財政の基地依存度を示すものといえる。

割合	団体数	団体名
20%以上	4	宜野座村、恩納村、金武町、嘉手納町
10～20%	3	伊江村、渡名喜村、北谷町
5～10%	4	読谷村、名護市、北中城村、沖縄市
0～5%未満	15	東村、宜野湾市、うるま市、久米島町、国頭村、浦添市 中城村 ^{*2} 、南城市、那霸市、八重瀬町、本部町、西原町 ^{*2} 、 糸満市、宮古島市、石垣市
収入なし	15	上記以外の市町村

*1：基地所在市町村のうち、北大東村は基地関係収入がない。

*2：中城村、西原町は、基地所在市町村ではないが、基地関係収入がある。

また、金額ベースでみると、基地関係収入1億円未満が6団体、1～10億円が9団体、10億円以上が11団体となっている。

区分	団体数	団体名
20億円以上	6	沖縄市、名護市、金武町、宜野座村、恩納村、嘉手納町
15～20億円	1	北谷町、
10～15億円	4	うるま市、読谷村、伊江村、宜野湾市
5～10億円	2	浦添市、那覇市
1～5億円	7	北中城村、久米島町、南城市、国頭村、東村、渡名喜村、中城村
1億円未満	6	八重瀬町、本部町、宮古島市、西原町、糸満市、石垣市

基地関係収入の種類別内訳をみると、基地交付金・調整交付金が68億円、基地関係の財産運用収入(軍用地料等)が102億円、防衛施設周辺整備補助金・委託金が90億円となっている。

(単位：億円)

基地交付金	基地関係の財産運用収入	防衛施設周辺整備補助金	その他の補助・委託金	合計
68	102	73	17	259

(3) 基地関係収入と市町村財政への影響

平成23年度市町村決算において、歳入総額に占める基地関係収入の割合を見ると、宜野座村の34.1パーセントを筆頭に、恩納村の31.0パーセント、金武町26.9パーセント、嘉手納町26.3パーセント、以下、伊江村、渡名喜村、北谷町等の順に続いている。

これらの市町村の平成23年度における経常一般財源比率をみると、宜野座村149.7パーセント、恩納村130.7パーセント、金武町136.7パーセント、嘉手納町133.6パーセントとなっており、上位の市町村はすべて基地所在市町村が占めている。

経常一般財源比率は、経常一般収入額を標準財政規模で除した数値で、一般財源について標準的に期待される額と現実の収入額の割合を示し、平成23年度の沖縄県下市町村平均は100.6パーセントとなっている。

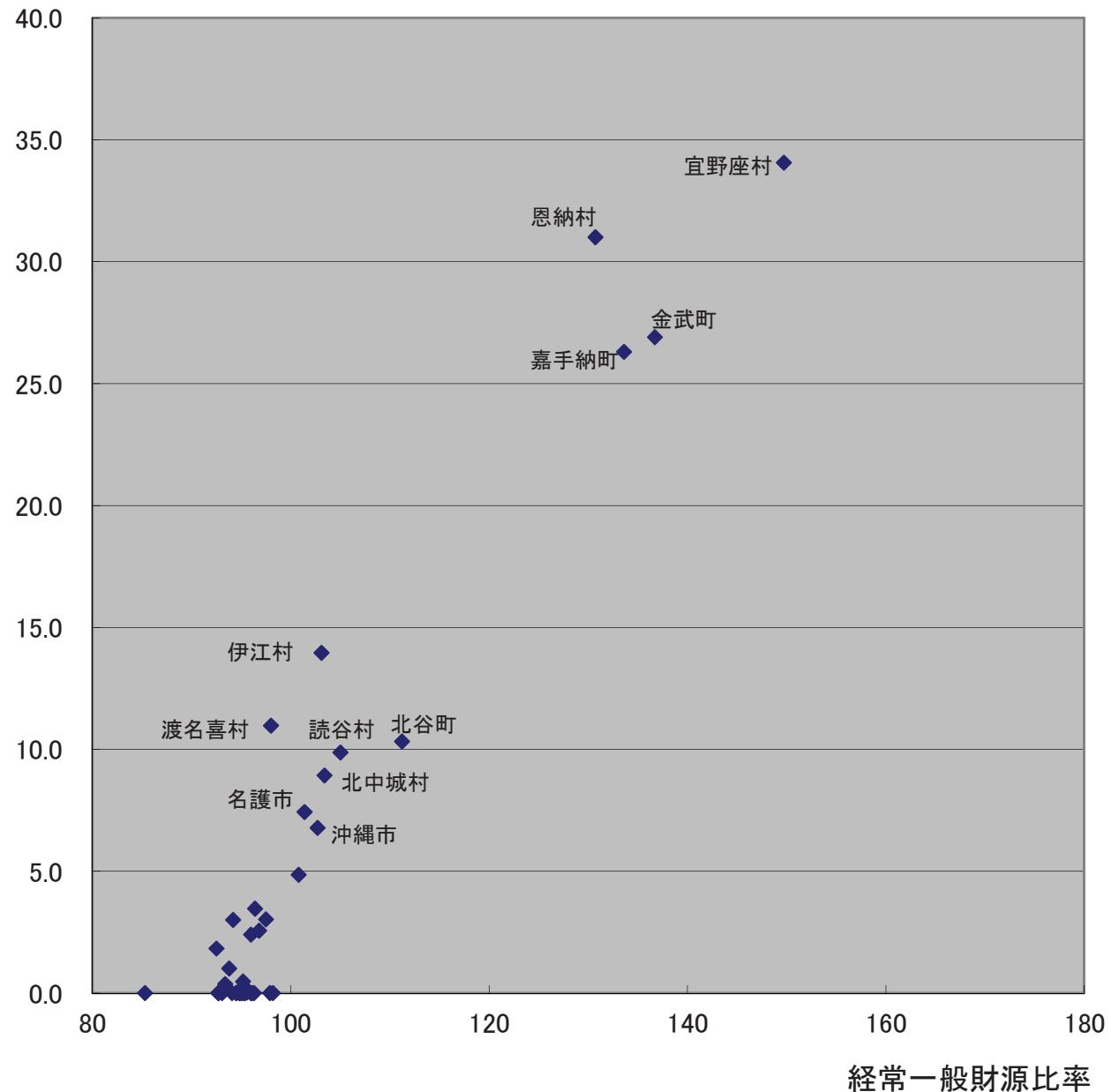
また、経常収支比率は、経常的な一般財源が義務的性格の強い経常費にどの程度充当されているかという指標で、財政のエンゲル係数といわれ、率の低いほど好ましいものであるが、沖縄県下市町村の平均が85.3パーセントのところ、嘉手納町74.6パーセント、金武町76.9パーセント、読谷村77.0パーセント、伊江村78.7パーセントとなっている。

このように、基地所在市町村は、基地のない市町村に比べ、財源が豊かで財政構造も弾力的な構造となっている。

逆にいえば、もし、これらの基地関係収入が大幅に減少またはゼロになった場合には、財政に大きな打撃を被ることとなる。ゆえに、基地依存の財政体質からの脱却は、県下基地所在市町村にとって大きな課題の一つであると言うことができる。

市町村の財政力と基地収入

基地収入割合



(注) 基地収入割合とは、市町村の歳入総額に占める基地関係収入の割合である。
経常一般財源比率とは、経常一般収入額を標準財政規模で除した数である。

第5章 基地周辺対策と経済

(単位：千円、%)

その他の所仕合金及び積荷金額は、(中町村)あつても、以降は各町市による輸送等の影響がある。

(参考)

巨大な米軍基地が存在することから、沖縄では基地に関連してさまざまな事業や経済活動が展開され、先に述べたように、その比重は低下しているものの、県経済に占める地位は依然として無視できないものがある。

以下の項目は、在沖米軍基地を中心にしてどのような経済活動や経済取引が行われているかの概要である。

1 土木建設工事

米軍基地に起因して、県内においては次のような土木建設工事の需要が発生している。

- ① 政府による基地周辺対策事業
- ② 在日米軍駐留経費（いわゆる「思いやり予算」）による提供施設の整備事業等
- ③ 米軍が直接発注する工事（米軍直轄工事）

基地周辺対策事業は、「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」に基づき、自衛隊、米軍の行為又は防衛施設の設置、運用によって生ずる障害を防止または軽減されるよう施策を講じるため、防衛省の主管で基地所在市町村で実施されるものである。これには基地周辺住宅の防音工事や道路の整備、住宅移転に対する補償等がある。

提供施設の整備等は、日本政府が昭和54年度（1979年度）から在日米軍駐留経費により実施している事業で（いわゆる「思いやり予算」）、移設に伴う隊舎建設、米軍人用住宅の建設などがあり近年、提供施設の整備に係る予算額は減少している。

米軍から直接発注される工事は軍別に発注され、護岸工事、通信施設のメインアンテナ建て替え工事、飛行場内の電話線取り替え工事等がある。

2 貸し住宅

米軍向け民間貸住宅は、基地外の民間住宅に住むことを希望する将校や下士官らの需要を見込んで建てられた住宅である。

また、防衛省によると、平成23年3月31日現在、在沖米軍の施設・区域外に居住している軍人、軍属、家族の総数は、14,844人となっている。

なお、貸住宅は、家主が米軍嘉手納飛行場内にある米軍住宅紹介検査事務所に登録し、米軍の審査を経て貸し出される仕組みになっている。

3 物品販売

(1) 特免業者

特免業者とは、入札等によりエクスチェンジサービス沖縄地域営業本部（O W E X）と契約し、米軍施設内で各種の営業活動を行っている業者であり、P X等で扱っていないような商品・サービスを提供している。

（財）沖縄駐留軍離職者対策センターが行った調査によると、平成9年（1997年）年3月末には、衣料製品販売、クリーニング業等、26業者が確認された。なお、エクスチェンジサービス沖縄地域営業部によると、平成25年（2013年）2月末日現在、理髪業、家具販売、クリーニング業等、58業者（うち外国人経営20業者）が営業活動を行っていることである。

米軍との契約は競争入札で決まり、入札対象になるのはコミッショナ（テナント料）と経営能力である。コミッションの金額には大きな幅があり、売り上げの7パーセントから42.2パーセントに及ぶ。O W E Xとは契約制で、契約年数は短期の1年以下と長期の2～5年に分かれる。

（参考）O W E Xの仕組み

O W E Xは日米地位協定第15条で規定する諸機関の一つで、米国本土にあるA A F E S（Army & Air-force Exchange Service）という米陸軍・空軍で作られた組織の沖縄地域の営業本部であり、キャンプ瑞慶覧（フォスター地区）内にある。

直営により、食品や日用雑貨の売店（一般的にP X（Post Exchange）と呼ばれている。）、レストラン、ガソリンスタンド、映画館、オーディオショップ、ビデオレンタル店等、日常生活に必要なサービスを提供している。

(2) 承認輸出物品販売業者

「沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令」第89条の5の措置により、消費税法上の輸出物品販売業者とみなされる業者であり、復帰前から合衆国軍隊の構成員及び軍属並び

にこれらの家族に財務省（旧大蔵省）令で定める物品（通常生活の用に供する物品）を販売していたもののうち、所轄税務署長の承認を受けたものは、輸出物品販売場とみなされ、消費税が免除されていた。

同措置については、期限の設けられた時限措置で、「沖縄振興特別措置法（平成14年3月31日法律第14号）」の制定に伴い、同政令の一部を改正する政令が施行され、措置期限が平成19年5月14日まで延長されていた。現在は、延長されていない。

4 運輸・通信

(1) 運輸

タクシー

タクシーについては、ベース・タクシーと呼ばれ、県内には平成25年（2013年）2月現在、計197台が稼働している。

平成元年（1989年）以前は、米軍側が発行する身分証明書（ゲートパス）を所持していれば自由に基地内に入りし営業できたが、平成2年（1990年）頃から、ベース・タクシーについてもOWEXとの契約制に移行しており、特免業者としての性格を持っている。平成16年から入札制へと移行している。契約期間は2年で、タクシー業者は1台当たり月額55,500円から80,500円（施設により異なる）の「コミッショ（手数料）」を支払っている。

(2) 通信

在沖米軍関連の通信業務は、国内回線の電話については西日本電信電話（株）（NTT西日本）が代行し、国際回線の電話はKDD（現KDDI）が代行していたが、通信事業の自由化、外資規制の撤廃、携帯電話の普及などに伴い、現在の在沖米軍における回線状況、回線数、売上額すなわち経済効果は把握が困難となっている。

なお、これまでのNTT回線の使用状況は次のとおりである。

在沖米軍のNTT回線使用状況（資料：NTT西日本沖縄支店）

年 度	電話加入数		米軍関連売上額 (千円)
	全 体	うち米軍	
平成元年度	454,147	510	102,804
平成3年度	490,361	571	101,689
平成8年度	544,504	790	258,285
平成13年度	470,258
平成16年度	526,101	651	96,047
平成17年度	499,855	596	35,788
平成18年度	469,623	485	24,196
平成19年度	434,403
平成20年度	399,328
平成21年度	366,962	397	...
平成22年度	336,470	385	15,888
平成23年度	308,028	373	16,357

※ 平成13, 19, 20年度については、電話加入数全体以外の数値は不明である。

平成21年度については、米軍関連売上額は不明である。

5 供給・ゴミ処理関係

(1) 電力

在沖米軍基地への電力供給は沖縄電力（株）が行っており、年間供給量の推移は以下の表のとおりとなっている。

なお、米軍基地に係る電力料金については、在日米軍駐留経費（いわゆる「思いやり予算」）により日本政府が一部負担することになっている。

在沖米軍への電力供給の推移（資料：沖縄電力）

年 度	総 供 給 量 (単位：億KWh)	割 合 (米軍) (%)	米軍関連売上高 (億円)	年 度	総 供 給 量 (単位：億KWh)	割 合 (米軍) (%)	米軍関連売上高 (億円)		
昭和47年度	17.2	6	34.9	24	平成13年度	68.9	7	10.2	106
昭和50年度	23.9	5	20.9	47	平成14年度	68.8	7	10.2	102
昭和55年度	29.6	4	13.5	90	平成15年度	71.6	7	9.8	101
昭和60年度	35.5	5	14.1	113	平成16年度	71.9	7	9.7	103
平成元年度	44.4	5	11.3	100	平成17年度	73.5	7	9.5	104
平成3年度	50.7	6	11.8	107	平成18年度	73.8	7	9.5	107
平成8年度	60.1	6	10.0	108					

※平成19年度以降は、資料なし

資料：沖縄電力

（2）上水道

沖縄本島における上水道の供給は、県企業局が用水供給事業者として水道事業者である市町村に直接給水し、市町村がこれを需要者に供給する形をとっている。

在沖米軍基地への給水については、基地の所在する市町村と米軍との直接契約により、平成22年度（2010年度）末現在、12の市町村等水道事業者（6市、3町、3村）が需要者である米軍基地に直接給水しており、年間給水量の推移は以下の表のとおりとなっている。

なお、米軍基地に係る水道料金については、在日米軍駐留経費（いわゆる「思いやり予算」）により日本政府が一部を負担することになっている。

在沖米軍基地への給水量の推移

年 度	年間給水量 (千m ³)	水道料金 (億円)
平成元年度	10,932	17
平成3年度	11,449	18
平成8年度	...	29.7
平成12年度	10,166	25.1
平成17年度	9,209	22.9
平成22年度	9,558	30

資料：県環境生活部生活衛生課

※ 平成8年度については、年間給水量は不明である。

（3）下水道

在沖米軍基地からの年間汚水量及び下水道維持管理負担金の推移は、以下の表のとおりとなっている。

なお、米軍基地に係る下水道料金については、在日米軍駐留経費（いわゆる「思いやり予算」）により日本政府が一部を負担することになっている。

在沖米軍基地からの汚水量の推移

年 度	年間汚水量 (千m ³)	維持管理負担金 (億円)	年 度	年間汚水量 (千m ³)	維持管理負担金 (億円)
昭和50年度	8,757	0.9	平成16年度	8,230	3.7
昭和55年度	10,347	2.1	平成17年度	7,952	3.6
昭和60年度	11,467	3.1	平成18年度	8,554	3.7
平成元年度	8,201	2.2	平成19年度	9,074	4.1
平成3年度	7,669	2.7	平成20年度	8,012	3.7
平成8年度	7,386	3.0	平成21年度	8,291	4.1
平成13年度	9,172	3.7	平成22年度	8,667	4.3
平成14年度	9,038	4.1	平成23年度	8,221	4.1
平成15年度	8,899	4.0			

資料：県土木建築部下水道課

(4) 廃棄物処理

米軍の軍事活動に伴って排出される廃棄物は、日本国内法による処理基準の適用を受けない。

また、米軍基地内の家庭等から排出される生活系の廃棄物（主に一般廃棄物）については、所在する市町村の行政区域外であり、当該市町村の計画処理の対象外であることから、県内の民間の廃棄物処理業者によって収集運搬から中間処理、最終処分まで委託処理されている。

米軍基地の廃棄物については、基地内への立ち入りが容易でないため、種類ごとの排出量や処理の状況を正確に把握することは困難であるが、米軍からの生活系の廃棄物の委託処理を請け負っている廃棄物処理業者からの報告によると、最近6年間の処理状況は下表のとおりとなっている。

なお、県は、①米軍基地から排出される廃棄物等については、排出の抑制を図るとともに、その分別を徹底することにより可能な限りリサイクルを推進し、廃棄物焼却施設等の整備を含め適正に処理することを求めること、②在沖米軍及び関係機関との連絡体制を構築し、リサイクルや適正処理などについて情報・意見交換に努めること、③基地内にある廃棄物等の種類、数量、場所、保管方法、処理及び輸送計画等に関する情報の公開を求めていくとともに、環境への影響が懸念される事態が発生した場合、基地内の立入調査に適切な配慮が払われるよう、強く求めること、を米軍基地の廃棄物対策としている（沖縄県廃棄物処理計画第二期）。

在沖米軍基地における廃棄物処理状況

年 度	合 計 (トン)
平成18年4月～平成19年3月	33,195
平成19年4月～平成20年3月	32,342
平成20年4月～平成21年3月	27,561
平成21年4月～平成22年3月	26,691
平成22年4月～平成23年3月	21,343
平成23年4月～平成24年3月	23,088

資料：県環境生活部環境整備課

※廃棄物の種類は、紙くず、木くず、金属くず、塵芥、残飯などである。